

第二百四回 参議院 法務委員会 会議録 第六号

令和三年四月八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月六日

宮崎 雅夫君

補欠選任
山崎 正昭君

四月七日

渡辺 猛之君

補欠選任
高橋はるみ君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山本 香苗君

磯崎 仁彦君

豊田 俊郎君

真山 勇一君

伊藤 孝江君

清水 貴之君

委員
小野田紀美君

高橋はるみ君

中川 雅治君

福岡 資麿君

森 まさこ君

山崎 正昭君

山下 雄平君

難波 奨二君

谷合 正明君

川合 孝典君

山添 拓君

高良 鉄美君

嘉田由紀子君

国務大臣
法務大臣

上川 陽子君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局民事局長

最高裁判所事務
総局家庭局長

事務局側
常任委員会専門
員

政府参考人
内閣府日本学術
会議事務局局長

警察庁長官官房
審議官

法務省大臣官房
政策立案総括審
議官

法務省大臣官房
審議官

司法法制部長
司法省大臣官房

法務省民事局長
法務省刑事局長

出入国在留管理
庁次長

厚生労働省大臣
官房審議官

厚生労働省大臣
官房審議官

厚生労働省子ど
も家庭局児童虐
待防止等総合対
策室長

徳岡 治君

門田 友昌君

手嶋あさみ君

青木勢津子君

福井 仁史君

猪原 誠司君

竹内 努君

山内 由光君

金子 修君

小出 邦夫君

川原 隆司君

松本 裕君

小林 洋子君

大坪 寛子君

岸本 武史君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○法務及び司法行政等に関する調査

(被疑者取調べへの弁護人の立会いに関する件)
(離婚後の子の養育に関する件)

(難民認定制度に関する件)

(訴訟手続のIT化に関する件)

(外国人労働者向けの相談窓口に関する件)

(刑法における性犯罪規定の見直しに関する件)

(調停委員の任命に関する件)

(法制審議会の委員等の任命に関する件)

○民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

○相続等により取得した土地所有権の国庫への帰
属に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本香苗君) ただいまから法務委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、宮崎雅夫君及び渡辺猛之君が委員
を辞任され、その補欠として山崎正昭君及び高橋
はるみさんが選任されました。

○委員長(山本香苗君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日
の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府日本学
術会議事務局局長福井仁史君外十名を政府参考人と
して出席を求め、その説明を聴取することに御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本香苗君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(山本香苗君) 法務及び司法行政等に関
する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○森まさこ君 自民党の森まさこでございます。

前回に引き続き質問をさせていただきます。

京都コンGRESでは、議長を務めた上川大臣の

国際感覚が際立っていました。日本国民として誇
らしかつたです。

資料一と二を御覧ください。

この京都コンGRESのサイドイベントの日本の
刑事司法に関するオンラインイベントは、七百人
以上のアクセスがあり、カルロス・ゴーン事件を
契機とする日本の刑事司法制度に対する多くの誤
解を解くために効果があったと思います。是非こ
の動画を引き続き視聴できるようにしてほしいの
ですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 京都コンGRESの開
催、これで一か月がたとうとしておるところでござ
います。委員も大臣時代に、この京都コンGRES
につきまして、特にサイドイベントの開催につ
いては大きな御指導をいただいたものと承知をし
ております。ありがとうございます。

この我が国の刑事司法制度につきまして、正し
い理解の醸成ということは極めて重要でございま
して、その意味で正確な情報をしっかりと国際的
にも発信していくということが重要と考えます。

そうした中で、今回、具体的に国連への提出文
書、また参加者への配付資料等におきまして我が
国の制度につきまして的確な説明に努めたほか、
サイドイベントとして日米の法学者によるパネル
ディスカッションを実施し、日本の刑事司法制度
についての比較的な視点からの議論をしていただ
き、そして、そのものを今委員から御指摘の法務
省のコンGRESサイトにおきましてオンデマンド
で配信を行ったところでございます。動画という
ことにつきましても、記録として極めて重要なも
のでございます。

これは、この終了した後はどうするかというこ
とでございますが、このイベントにつきましては
動画配信も終了したところでございますが、法務
省では、引き続き諸外国に向けて効果的な発

信体制・方法を検討いたします。刑事司法制度その他の法務省の各種の施策につきまして、国際的な理解を得られるよう、積極広報ということに努めてまいりたいというふうに思っております。何らかの形、その議論の内容につきまして、できる限りの発信をしてみたいというふうに考えております。

○森まさこ君 是非、この動画、大変好評でございましたので、例えば、動画自体は国連の許可も必要なのですが、その議事概要を起して法務省のホームページで紹介するなどの広報に努めていただきたいと要望をいたします。

二問目に移ります。
取調べの弁護人立会いについて、前回は刑事局長の御答弁でしたので、大臣に答弁をいただきたいと思っております。

取調べの弁護人立会いがないことは、ダボス会議を始め海外から批判をされています。京都コングレスのサイドイベントでも、日本の制度に好意的なアメリカ学者でさえ、この問題だけは指摘をしておられました。

前回、刑事局長が答弁をなさった内容ですが、今回、大臣が御答弁をいただくということで、議論を分かりやすく整理したいと思ひまして、資料を準備いたしました。

資料三を御覧ください。

前回の、刑法法の改正がございました、その附則九条によると、一項で録音、録画の見直し、二項で「前項に定めるもののほか」とありますから、見直しの対象は録音、録画に限らないことは明らかです。つまり、取調べの立会いが三年後の見直しの対象ではないと言いつけることはできません。さらには、資料四の四ページを御覧ください。

今年の二月十六日、法務省政策評価会議で、法務省自ら、三年後見直しを含む適切な時期に見直すことと答弁しているのです。この答弁は法務・検察行政刷新会議の報告書に触れておりますが、それは資料五の十ページと資料六の二十三ページにございます。

資料六の二枚目でございますが、ページ数二十三ページでございます、これを御覧ください。資料六の二十三ページ、これは昨年十二月二十五日頃に、上川大臣宛てに鎌田座長から手渡されました。ここに法務大臣に対する記述があるので読み上げます。

とりわけ被疑者取調べへの弁護人の立会いについて様々な意見が示されたところであり、令和元年六月までに施行された平成二十八年改正刑事訴訟法の三年後検討が予定されていることから、法務大臣において、前記各意見の趣旨も十分にしっかりと、検討のために必要十分な資料を収集、分析した上で、三年後検討の場を含む適切な場において、弁護人立会いの是非も含めた刑事司法制度全体の在り方について、社会の変化に留意しつつ、刑事手続の専門家以外の多様な視点も含めた幅広い観点からの検討がなされるよう適切に対応すること、とございます。

そもそも、改正法の録音、録画が法制審に諮問される前提となった法務省内の検討会である検察の在り方検討会議では、取調べの立会いが議論に上がっていました。というのも、改正法の発端となった検察のフロッピーディスク証拠偽造事件の村木厚子さん本人が検察の在り方検討会議のヒアリングで取調べの立会いの導入を求めているのです。しかし、検察の在り方検討会議の取りまとめ後、録音、録画だけが諮問されたのです。

ですから、改正の三年後の見直しでは、録音、録画だけで足りるのか、取調べの弁護人立会いが必要なのかを議論すべきことはむしろ当然と考えています。三年後とはいいつか。令和五年に当たります。大臣、令和五年を見据えて、先ほどの資料六の刷新会議の報告書を踏まえて、いつ取調べの弁護人立会いについて検討を開始されるおつもりですか。また、どのような場でされるおつもりでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(上川陽子君) 委員御指摘の被疑者の取調べへの弁護人の立会いの制度についてでございますが、御紹介いただきました法務・検察行政

刷新会議におきましても、制度の導入を求める意見がある一方で、現行法の下での制度だけを導入した場合の支障についても強い懸念を示す意見もあるなど、様々な御意見が示されたものと承知をしております。

先ほど委員から法務・検察行政刷新会議におきましてのそのことに記述してある部分について読み上げていただいたところでございますが、そういう状況の中で御提言になったというふうに思っております。

この制度につきましては、平成二十八年の刑事法の改正に先立つ法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会におきまして議論をされたものでございます。取調べの在り方を根本的に変質させて、その機能を大幅に損なうおそれが大きいという問題が指摘されまして、その上で導入しないということとされたものと承知をしております。

したがって、被疑者の取調べへの弁護人の立会いの制度につきましては慎重な検討を要すると考えておりますが、先日三月三十日、私、答弁をさせていただきましたけれども、私の方から刑事局に対して適切に対応するよう指示をしたところでございます。

法制審議会、また法務・検察行政刷新会議での様々な御意見も踏まえつつ、適切に対応していくものと承知をしております。

○森まさこ君 大臣、ありがとうございます。

大臣から刑事局に指示がなされたということでございますが、その後の刑事局長の答弁が、指示をされた割には積極的な対応を感じさせないものであったものから、今回、再度質問をさせていただきます。是非、大臣から更に、再度、三年後の見直しを含む適切な時期に検討するようというふうな指示をお願いしたいと思います。国際世論からの批判も多くございます。

そして一方で、捜査手法が海外と異なり、手足がとてもないんだというような捜査機関からの意見もございます。それでありますら、制度設計を工夫してそのバランスを取るように、そう

いった議論をもつと国民を巻き込んですることが望ましいというふうな考えておりますので、御検討をよろしく願ひいたします。

三問目に参ります。

この性犯罪についても、刑法の改正に三年後見直しが付いています。三年後の時期は令和二年に当たりますので、令和二年に私がこの検討会を設置いたしました。資料七にございます。上川大臣が熱心にお取り組みになられたワンツー議連の申入れを受けてしたものでございます。

資料七にある検討会のメンバーは七割が女性を任命しました。また、新たな取組として、被疑者側だけではなく被害者側の弁護士を初めて入れた。そして、被害者団体にも初めて入っていたということでございます。この検討会のその前の検討のときには、従来は、一人を除き全て実務家、つまり弁護士、検事、裁判官、学者によって構成されておりましたが、それ以外の、被害者側の、本人たちの声をより多く反映させようという趣旨で構成いたしました。

前回の検討会は平成二十七年、そこで検討された論点が全て法制審に諮問されたわけではございませんので、残された論点は二十七年から六年間のそのままだなっております。是非、今度は、女性の割合も多しこの検討会の、そして被害者の視点がより多く入っているこの検討会の出された論点はしっかりと法制審の議論にかけていただきたいと願ひいたします。そろそろ検討会の取りまとめの時期に入ると伺っております。更にスピードアップということをお願いしたいと思います。

今から法制審にかけるおつもりで、そしてその後改正となると、二十七年のときに取り残された論点は、そこから始まって六年プラス何年かたつて、もう十年の声を聞いてしまうのではないかと恐れています。その間に毎日のように被害者が出ていくことを考えますと、是非、大臣に早く法制審に諮問をしていただき、改正に向けて進んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

か。

○国務大臣(上川陽子君) 性犯罪は、被害者の尊厳を著しく侵害する、その心身に長年にわたる重大な苦痛を与え続けるというものでありまして、決して許されるものではないと存じます。厳正に対処していく必要があるものと認識をしております。私も、その意味で、この問題、そして被害者の方々の声を受け止めながら、粘り強く皆さんとともに活動してきたところでございます。

今般 性犯罪に関する刑事法の検討会、これを立ち上げていただきました。そして今、令和二年の六月からこれまでの間に十四回の会合を開催されていますところでございます。多角的な論点から様々な議論が活発に行われてきたものと思えます。構成のメンバーの中に被害者を代表する、被害者の支援を代表する方にも入っていただき、またそれに関連している弁護士の皆様にも入っていただきと、こうした形の中でこの十四回の議論がなされてきたところでございます。

十四回の会合は令和三年三月三十日の開催でございましたけれども、座長から、次回の第十五回、この会合は四月の十二日開催する予定ということでございますが、それ以降、取りまとめに向けて議論を行いたい旨の提案があり、これが了承されたと聞いていますところでございます。この検討会におきましては、様々な意見を取りまとめ、更に御議論が深まるということを通して、迅速かつ充実した審議をお願いしてきたところでございますので、しっかりとそれを待ちたいというふうに思います。

法制審議会への諮問という形の中でこの御質問でございますが、今の段階で、最終的な取りまとめはお任せしているという状況でありますので、それをもってその諮問の部分の時期まで明示することができないところでございますが、いずれにしても状況は非常に切実な状況がありますので、その意味で更に充実した御議論がなされるよう期待をさせていただいているところでございます。

○森まさこ君 質問を終わります。ありがとうございます。

○真山勇一君 立憲民主・社会党派の真山勇一です。どうぞよろしく申し上げます。

裁判所、特に家裁、家庭裁判所の体制についてということとこのところ質問させていただいてるんですが、今日もその続きで、別居とか離婚をめぐる子供の問題について取り上げたいと思っております。

先日途中になってしまったので、その続きということになりますので、まず、今日は厚生労働省に前回伺ったことからの確認をさせていただきたいというふうに思います。

児童相談所は、精神的な虐待は虐待ではないという認識なのでしょうか。

○政府参考人(岸本武史君) お答えいたします。児童虐待防止法におきまして、児童虐待として身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四類型が規定されておりまして、精神的虐待、これは、もちろんその個別の当てはめは個別の判断でございますが、精神的虐待というのはいくつかの心理的虐待に含まれると解するのが通常であろうと考えております。

○真山勇一君 では、例えばですね、一方の親を嫌うように子供に仕向けたり悪口を言わせたりすること、これ片親疎外という言葉で呼ばれているんですが、これは虐待に当たりますか。子供に対する虐待に当たりますか。

○政府参考人(岸本武史君) お答えいたします。先ほど児童虐待の四類型についてお答え申し上げましたが、御指摘の片親疎外という行為によりまして子供に身体的又は心理的外傷が生じる場合など、子供の最善の利益の観点から見て問題がある場合にはこの虐待に該当するというところも考えられると思います。

例えばでございますが、これも個別判断になりますが、子供に別居親を罵倒させるなどによりまして子供がトラウマを受けたというような場合には心理的虐待に当たることがあるものと考えております。

ります。

○真山勇一君 前回御紹介した当事者の女性なんです。資料一を見ていただきたいんですが、その方のこの事件の経過を書いた記者会見用のメモです。これをいただきました。

これ読みますと、真山中辺りになりますけれども、失礼しました、下の方にあります下線部分ですが、これをちよつと見ていただきたいんですが、児童相談所に相談し、精神的な虐待として調査と子供たちのケアをお願いしましたが、身体的な虐待がないので虐待はないと言われて何もしてくれませんでしたというふうに書いてありますけれども、この対応、これは適切なんですか。

○政府参考人(岸本武史君) お答えいたします。この個別の事案についてのお答えは差し控えていただきたいと思います。一般論として申し上げれば、もしこのとおり身体的虐待以外は虐待ではないというふうな対応だったとしたら、先ほどの児童虐待防止法に定める四類型の考え方とは合わないものでございます。

○真山勇一君 これは適切な対応ではないということでしょうか。

○政府参考人(岸本武史君) お答えいたします。繰り返し恐縮でございますが、この件が個別案件として不適切であったかどうかについてはお答えは難しいでございますが、このような、一般論として、このような身体的虐待でなければ虐待ではないというふうな捉え方をこの児童虐待についてしているということがあります。それは、児童虐待防止法の四類型の考え方と合わないものでございまして、適切ではないということになります。

○真山勇一君 では、一般的にそういう意味の虐待が確認されたときは、確認されたとしたら、やっぱり一般的に言って、こうしたケースの場合はどうなんでしょうか。児童相談所にこういうことが起きないような指導なり、そういうことはするということでしょうか。

○政府参考人(岸本武史君) お答えいたします。

これも一般論としてのお答えになるものでございますが、虐待の事実を把握したような場合には、児童相談所は、子供の状況、保護者の状況、生活環境などから総合的に判断をしまして、必要があれば、例えば保護者に対して助言、指導や児童福祉司指導といった指導を行います。その現在の環境に置くことが子供の安全な家庭生活を確保する上で問題があると判断されるような場合には一時保護を行うといった対応も含めて対応するものでございます。

○真山勇一君 やっぱ児童相談所を頼ってきている当事者の方というのは、もう本当に深刻な状況、いろいろ、ケースはいろいろあるでしょうけれども、頼ってきているわけなので、是非適切な対応ということを現場に徹底していただきたいということをお願いいたします。

次に移りますけれども、この資料一、前回は途中で御紹介したんですけども、この女性のケースは、不倫をしている夫に三人の子供を連れていかれてしまつて三年間会えないでいる女性なわけですが、裁判所の決定で、一月間に一回、子供から手紙が送られてくるだけということなんです。その手紙に、子供が書いてある写真も一緒に、しねとか、ばあとか、ばかとか、中指を立てたポーズ、これはどういうことか意味は御存じだと思います。中指を立てたポーズ、それから、母親から来た手紙ですね、これをはさみで切っている姿、写真に撮られていて、そういう写真が母親の方へ送られてきています。これ、こういうことは片親疎外に当たりますか。児童虐待でしようか。伺いたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

個別の事案を前提としたコメントは差し控えていただきたいと思います。また、片親疎外に当たるか、虐待に当たるかということ自体と申しますよりは、先般お答えさせていただきましたこととおり、子の利益の観点からどう

ういう影響があるかということを中心に考えていくことになるというふうに承知しております。

○真山勇一君 それでは、子の利益ということに大事に考えていきたいとおっしゃった。子供が、このお子さんは十歳前後のお子さんです、そのお子さんが自分で自ら、ママ嫌いだからばかって書こう、そういうことを子供が思っていたとしたら、やっぱり親はどういう指導を、子供に対してどういうことを、言うべきじゃないかと思えますし、こういうことが子供にもし親から言われていたりすると、それは子供のその福祉の最善という観点からどういうふうに考えられますか。

○最高裁判所長官代理人(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

子供にとつて、申し訳ございません、同居親の行為によって子に心理的外傷が生じるなどの子の心身に重大な影響が生じているというような場合には、例えば監護親の指定をするに当たっては、同居親の監護者としての適格性を否定する方向での事情として考慮されることは一般論としてはあり得るところだと存じます。

○真山勇一君 やっぱ子供の子供の精神状態どういものかというの、これすごく大事なことだと思っんですよね。やっぱり一般的に考えれば、常識的に考えれば、子供が母親に物すごい憎しみ持っていたら別ですけど、普通だったら、やっぱり子供がこういう、母親、本当の母親ですよ、実の母親に向かつて、しねとか、ばばあとかって書くこと自体が異常だと思っんですよ。

それは、何でこういうことが起きたかというのは、当然、そうすると家裁では調べているというふうに理解していいんです。

○最高裁判所長官代理人(手嶋あさみ君) 御説明させていただきますとおり、子の利益の観点から関連する事情を総合的に考慮するというところでございますので、子に与える影響を中心に、関連する事情については十分考慮しているものというふうに承知しております。

○真山勇一君 毎回、子の利益のためということ

を伺うの、もう当たり前ですよ、これは当たり前なことなんですよ。ですから、そんなに何回も何回も繰り返して私の方におっしゃらなくても分かってますし、私もそれを踏まえて質問をしているわけですし、そちらも当然このことを十分分かってるわけですよ。

こうした場合、では、そうやってこういうふうなことが一般的にあった場合、家裁というのはどういう対応を取るんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

一般的な対応と申しますか、それぞれの親から事情を聞き取る、御主張になっておられる点に関連する資料を調べる、そういった形で様々な必要な事実の調査をするということになるかと存じます。

○真山勇一君 今おっしゃったことが現場では行われていると私は信じています、信じています。信じて質問行きたいと思っています。

その女性に相談しているわけですよ。で、児童相談所に、さっきお伺いしましたように、児童相談所にも相談したけれども、その後、家裁の方でどういふふうになっているか、どういふことを決められたかという、写真が送られてくるということ、その事実を伝えたら、夫が撮る写真は子供の福祉に反するとして二か月に一度に減らされました。この行為は、これは認めているということなんですよ。そして、毎月送られていた手紙を、二回にするということ、それに対する適切な対応なんですか。

○最高裁判所長官代理人(手嶋あさみ君) 繰り返したにり恐縮でございますが、個別の事案に即した判断の適否のお尋ねにつきましては、裁判の独立の観点からいたしましても最高裁としてお答えは差し控えていただくべきことは御理解をいただきたく存じます。

また、一般論といたしましても、面会交流の内容や回数を含めまして、その在り方を定める際に

は、一方の親の他方の親に対する行動や態度等が子の心身に悪い影響を生じている等の事情がある場合には、そうした事情は子の利益の観点から、子の利益、子の安心、安全の観点から考慮すべき重要な事情であることは委員御指摘のとおりと存じますが、具体的な事案においては、最終的には、先般御説明させていただきましたとおり、父母双方及び子に係る様々な事情、考慮要素を総合的に考慮して判断するところになるとございまして、その中には、調停手続等の過程を通じてそれぞれの当事者に格別に働きかけた結果なども踏まえ、子の利益の観点から安心、安全に実施できる交流の可能性など様々な事情が含まれ得るものと考えられますし、その時点における子の心身の状況からいたしますと、子の利益の観点からかえって慎重な対応が求められるということもあり得るようには存じます。

したがって、いずれにしてもやはり個別の事案に応じた判断ということにならざるを得ないものと存じます。

○真山勇一君 でも、今おっしゃったことは分かれますけれども、一般論で結構なんです。子供が片つ方の親に対して悪口とかママ嫌いだとかということをおっしゃっているのは、明らかにやばい子供の状態っておかしいって考えるのが例えば裁判官であり調査官のその仕事の大事なところじゃないんですか。何で子供がこういう行動を取っているんだらうということいろいろ調べていらつしやるということですね。で、ケースによって違ふからということなんですけど、一般的に言って、子供がそういう行動取ることとはどうなのかというのを、月に一回は駄目だけど、二回ならいいんだという、そういう解釈でこういう判断が下るんですか。

○最高裁判所長官代理人(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

その判断の、最終的な判断の在り方につきましては先ほど申し上げさせていただいたとおりでござ

いますけれども、一般に、子が父母の紛争に巻き込まれ、会えない親に対して否定的な感情を持つに至ることはあり得るものと承知しております。そのような事態は子の福祉の観点から望ましくないというふうに考えております。

もつとも、子が別居親を拒絶する態度を示した場合に父母や子の要因が複雑に作用しているということも多く、家庭裁判所といたしましては、家庭裁判所調査官において行動科学の知見を活用して多角的な視点から拒絶の要因を分析し、その結果も踏まえて、父母や子に対して適切に働きかけるなどして、子の福祉にかなう解決に努めているものと承知しております。

○真山勇一君 いや、おっしゃっていることはそのとおりなんです。現実見てください、現実ね。子供のこうした行動をまだ更に続けていても問題ないというふうなこれは解釈にしか見えないんです。二回、毎回やっちゃ困るから、それを一回減らせばいいみたいなね。そういう解決策って、それは世間から見たらやっぱおかしいですよ。両方からちゃんと聞いているのかなと疑問持たざるを得ないじゃないですか。

まずこれをやめさせて、それで次にどうするか。つまり、物の順番ってあると思うんですよ。これ完全におかしいですよ。そういうふうには思いません。

○最高裁判所長官代理人(手嶋あさみ君) 個別の事案についてはなかなかもうお答え申し上げられないところがございますが、一般に、調停委員会若しくは審判を担当する裁判体といたしましては、関係する事情を十分聴取して、もちろん調停の過程におきましては子にとつて利益になるような形での実施を目指して様々な調整をしているところと存じますし、その基にある原因等につきましては調査官調査の活用なども通じて行動科学の知見から様々な分析をした上で行っているものと承知しております。

○真山勇一君 私は本当に、個別のケースというよりも、本当に一般的に、一般的なことで何って

いるわけですよ。やっぱり、調べたならば、まず子供のこうした行動をどうやったら止められるかということを考えて、それからどうするかと考えるんじゃないかと思うんですが、これは明らかに子供が母親に対してこの片親疎外をやっていることを認めているんじゃないですか。少なけりゃいと、十回じゃなくて五回ならいいよと言っていい。私は、これはちよつとどう考えてもおかしな対応だというふうに思います、一般的な対応としても。まず、だって、これ一般的に言って、こういうことを子供にやらせちゃいけないですよ。それが大原則ですよ。それが子供の利益であり、子供の福祉じゃないですか。

もうこれ以上やっても同じようなお答えしかならないんで、ただ、これ本当によく考えていただきたい問題だというふうに思います。いろんなことを調べるけれども、だって、これは元々こういうことがあっちゃいけないことじゃないですか。それを認めておいて、幾らいろんなことをやっても説得力ないですよ。済みません、そういうことでお願いします。

これ関わっていても時間がなくなっちゃったんで、いつも途中になっちゃって済みませんが、もう一つ、ケース、二枚目見ていたでございまして、これは、生後数か月の乳児が夫に連れ去られるというケースがよくあるというふうに、私の方も何件か伺いました。この資料二の母親、お母さんは、生後三か月半の我が子を引き離されてしまったという母親のメモなんです。お宮参りのやり方をめぐって夫婦仲が険悪になったというところで、夫は赤ちゃんを連れて実家へ帰っちゃって戻ってきてくれないということで、女性は監護者の指定と子供の引渡しを求めたんですが駄目だったということなんです。

伺いたいの、生後三か月半の赤ちゃんを母親から引き離すということ、これはまあいろんな状況があるんでしょうけど、これはごく、こういうことはあり得るんですか。

○最高裁判所長官代理人(手嶋あさみ君) 個別の

事案ということではお答えすることができないことは御理解いただいたのですが、その上で、一般論としてでございますけれども、乳幼児にとつて母親を含む養育者との身体的な接触が重要であるという知見についてはもちろん承知しておりますところでございます。そのような接触は重要であるということでございますが、その最終的な判断ということになりますと、子の監護者の指定に当たっては、個別の事案に応じ、子の年齢や発達の程度等についても考慮して、子の利益の観点から判断がされているものと承知しております。

○真山勇一君 まあ、きつと夫婦仲が悪くなった原因というのはいろいろあると思います。それぞれ言い分があるんで、それはあるとは思っていただいてもいいと思います。

私、小児科のお医者さんにこれについてお話を伺いました。三か月半の乳児ですね、母親にだっこされてお乳を飲むというそのスキンシップを通して母親を認識する大事な時期なんだそうです。赤ちゃんのその後の感情とか人格形成にとつて大事な時期である、こうしたことは、やはり赤ちゃんに母乳を飲ませることは大事だというふうにお医者さんはおっしゃっているんですけども。

この母親に監護権が与えられなかった理由としては、こんなことを言っています。ミルクで子供は育つから母乳である必要はないと言いつついるんだそうです。そうかもしれないけれども、本当に三か月半の赤ちゃんを母親から引き離す、そういうことは、ほかにいろんな要素があったとしてもやむを得ないことですか。

○委員長(山本香苗君) お時間が過ぎておりますので、簡潔に。

○最高裁判所長官代理人(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおりでございます。一般論として乳幼児にとつて母親を含む養育者との身体的な接触重要だということはのとおりかと存じます。子の年齢や発達の程度、それからその

他の事情、監護者の指定をするに際しまして、父母の側の事情として養育能力や監護の状況等、それから子の側の事情といたしまして心情や意向等、総合的に考慮すべきかと存じます。

○真山勇一君 時間が来ておりますのでまとめますけれども、やっぱり我が子を出産したばかりの母親が自分の赤ちゃんにおっぱい飲ませたい、それすら認めてくれないわけですよ。やっぱり、何があったのかということも気になりますけれども、やっぱりこういう対応は、母親から見れば、本当に血も涙もない対応しかしてくれないんだな、そう思うんじゃないかと思うんです。本当に子供の福祉とか利益、これで本当に大事にしているのかなと言わざるを得ないんです。また途中でなつてしまつたので、また次回に質問をさせていただきます。

○谷谷正明君 公明党の谷谷です。

政府の孤独・孤立対策における法務省の取組について伺います。

単に既存の政策の延長ではなく、またコロナ以前に戻すだけでなく、SDGsが達成された社会を目指し、より多様性と包摂性のある社会を構築していくべきであると考えております。

公明党におきましても、社会的孤立防止対策本部を先般設置をいたしまして、実は法務委員長の山本香苗議員が党の本部長でやっておるんですけども、私は事務局長で支えておりますが、何回かヒアリングを重ねておりまして、先日は矯正施設退所者地域支援官から、特に高齢者であるとか障害者の方の出所者への支援の話を伺つたところでございます。

特に司法と福祉の連携強化が必要だなというふうに痛感したわけでありまして、大臣には、この政府の孤独・孤立対策の策定に当たつての法務省の取組と大臣の決意について伺います。

○国務大臣(上川陽子君) 今委員から、SDGsというところでございますが、お触れになりました。誰一人取り残さない社会の実現のためには、

今この新型コロナ禍におきましますますプレッシャーが掛かっているという状況でございますので、今まさにこの問題を真つ正面から捉えていく必要があるというふうに思っております。

法務省におきましては、これまで様々な部署におきまして対策を講じてきていたところでございますが、人権擁護機関におきましては、この孤独・孤立問題に関連するものも含めまして、いじめや虐待、ハラスメント等を始めとした様々な人権問題につきまして相談をしっかりと受け付けているところでございます。そしてまた、それに対して対応するという点について、周辺の機関ともに対応するというところでございます。

また、今、ヒアリングをしていただいたということでございますが、犯罪や非行をした者につきましても、再犯等を防ぐための社会的な取組という点については孤立防止の一環の影響が及んでいる状況でもございますので、更にコロナでということになりますと、そうしたものにしっかりと対応をしていく必要があると改めて思っております。厚生労働省と連携をいたしまして、高齢者又は障害を有する者が適当な帰宅先がない受刑者等につきまして福祉サービスが受けられるよう調整を行う取組につきましても実施をしております。

また、在留外国人の方々でございますが、孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ちました共生社会の実現のための取組ということ、こうした各種の取組を行つてきたところでございます。

何といたしても、関係機関、地域、民間の方々、マルチステークホルダーと連携をしていくということが、こうした孤立、孤独の中でいらつしやる方々の、手を差し伸べるためにはこの連携プレーが何よりも大事であるというふうに思っておりますので、まさに施策の届け先となる様々な方々の立場に立つて、そのニーズをしっかりと踏まえて、そしてニーズに対応した対策を実施、推進してまいりたいというふうに考えております。

特に、委員御指摘の司法と福祉の連携につきまして、地域において福祉、医療等の関係機関と連携をした息の長い支援が行われることが重要であると考えておりました。更生保護施設の退所者等に対しましての訪問相談支援事業、これは令和三年度から実施すること、また満期釈放者等に対しましての相談や、また関係機関と連携して支援に積極的に取り組む保護司会を始めとする民間協力者等への支援の充実強化、こうしたこともしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○谷合正明君 是非大臣のリーダーシップを発揮していただきまして、政府の孤独・孤立対策を進めていただきたいと思います。

そして、孤独・孤立対策の一環にもなると思いますが、インターネット上の誹謗中傷対策です。昨年五月、女性プロレスラーがSNS上での中傷によりまして追いつかれ、そして自ら命を絶つケースがございました。私たち公明党にもインターネット上の誹謗中傷、人権侵害を防いでいくためのプロジェクトチームを発足させまして、昨年六月は、当時森大臣にですね、申入れも行ったところでございます。円滑な被害者救済を図るため、新たな裁判手続の創設を含む発信者情報開示請求の実効性の向上、適切かつ迅速な削除等の促進、相談体制の強化、情報モラル教育の一層の充実など、総合的な対策を官民連携して計画的に進めることを訴えてまいりました。

この度、大臣所信にも言及されておりますが、インターネット上の誹謗中傷対策につきまして、こうした提言を受けて、法務省としての取組を伺いたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) インターネット上での誹謗中傷等の書き込みにつきましては、同様の書き込みを次々と誘発するものでありまして、取り返しの付かない重大な人権侵害につながるものと認識しております。決してあつてはならないことと考えております。法務省におきましては、御提言の内容も踏まえまして、この問題に対しまし

て対策を進めてきたところでございます。

まず、被害者救済の迅速化という観点から、新たな発信者情報開示手続を創設することなどを内容とするいわゆるプロバイダー責任制限法の改正案につきまして、民事基本法制を所管する立場から、所管省であります総務省と連携をし、その検討に協力してまいりました。

また、法務省の人権擁護機関におきましては、相談者の意向に応じて、違法性を判断した上でプロバイダー等へ書き込みの削除を要請しております。この削除要請の実効性を高めると、こういう観点から、法務省におきましては、総務省とともにプロバイダー事業者等との意見交換の場となります実務者検討会、これを開催いたしました。削除要請に対する理解を求めるとしていただいております。

さらに、御提言を踏まえまして、総務省等と連携をいたしまして、被害者がどのような相談窓口を活用すればよいのか分かりやすく整理した上で周知をする、それとともに、相談を受ける者の研修を実施するなどして相談体制の強化を図っているところでございます。

御提言を踏まえて、刑事法上の対応としても、侮辱罪の法定刑の在り方の検討を行っております。検察当局におきましては、刑事事件として取り上げるべきものについては事案の内容を踏まえた適正な処分に努めているものと承知をしております。

○谷合正明君 命に関わることでありますので、支援制度には迅速性や分かりやすさ、こうしたことを求めてまいりたいと思っております。是非よろしくお願したいと思います。

続きまして、在留資格のない在留外国人に対するワクチン接種について伺います。

三月三十一日付けで厚生労働省が事務連絡を出しました。こうした方々に予防接種を可能とする趣旨、またその根拠は何でしょうか。そして、副反応が出た場合の対応はほかの接種者と同じと考

えてよろしいでしょうか。

さらに、平成二十四年六月の事務連絡、また、その年の七月の厚生労働大臣会見でも被仮放免者はワクチン接種できるとしておりますけれども、新型コロナウイルスのワクチンに限らず、一般に被仮放免者はワクチンの予防接種法に基づき、失礼しました、予防接種法に基づきこうしたワクチンの対象と考えていいのか、整理してお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(大坪寛子君) お答え申し上げます。

今お尋ねがありました新型コロナウイルスのワクチンの接種につきましては、これは疾病の蔓延上の緊急の措置ということで今般実施をすることとなっております。したがって、地域で、日本国内で居住をされておられる実態のある方が含まれるというふうにご覧になっておられます。その旨の事務連絡を三月三十一日に発せさせていただいたところでございます。したがって、これは予防接種法に基づく予防接種でございますので、同様に健康被害の救済制度、これの対象になるといふふうに考えております。

また、お尋ねのありましたその他の予防接種でございますが、これも、御指摘をいただきましたように、平成二十四年の事務連絡で既にお知らせをしておりますが、仮放免中の方がその市町村の区域内に居住をしているということが明らかなか場合には、予防接種法に基づく予防接種、これの対象者として自治体に周知をしているところでございます。

○谷合正明君 それで、厚生労働省に確認するのがいかどうか分かりませんが、そうした予防接種を疾病の蔓延の防止を図るためということで今回対象にしている、その基、根拠となるのは、これはあれですか、入管法の附則の第六十条から読み取れるということでしょうか。これは入管庁の方に聞いた方がいいかな。これは

○谷合正明君 それで、三月三十一日付けの厚生労働省の事務連絡には、入管庁と協議の上、事務連絡を出したということでありまして、入管庁の立場として留意するということは何かあるのでしょうか。

また、このワクチン接種については、一般に市町村からワクチン接種券が自動的に送付されるということとは、そういうことはあるんでしょうけれども、想定し難いところもあるので、周知ということが大変難だと思っておりますが、多言語化などの周知をどのように図っていくのか、この点について確認したいと思っております。

○政府参考人(松本裕君) 出入国在留管理庁におきましては、四月一日付けで地方出入国在留官署宛てに、厚生労働省から出されました事務連絡を確認し、地方公共団体に対して必要な協力をするよう依頼する事務連絡を発出しているところでございます。

委員御指摘の事務連絡に係る仮放免者の方々のみならず、在留外国人の多くの方々が、コロナ禍の現状におきまして予防接種を受けることが可能なか、あるいは可能であるとしても、いつどこで、どのような手続が必要なのかなどにつきまして十分な情報に接することができず不安に思っております。これは当庁としても認識しているところでございます。

そのため、これらの不安を解消し、在留外国人の方々が円滑に、かつ確実に予防接種を受けることができるようにするためには、積極的に、かつ正確な情報発信が重要と考えております。そして、当庁はその大きな責任、役割を担っているものと認識しているところでございます。

当庁といたしましては、これまで厚生労働省を始めとする関係省庁等と連携の上、在留外国人の方々に対する在留支援の中核的役割といたしましてFRESCを設置、運営しているほか、地方公共団体が運営する一元的相談窓口、これは多言

語対応でございますが、これとも連携し、多方面での在留支援に取り組んできたところでございます。

予防接種に関する情報発信につきましても、これらの連携の枠組みを活用することに加えまして、当局として運営しております外国人生活支援ポータルサイトやSNS、さらには先般導入いたしましたメール配信サービスを活用しまして、これらの情報が在留されている外国人の方々、そしてこれらの方々を支援してくださっている方々にも適切かつ迅速に届くよう努力してまいりたいと思っております。

○谷合正明君 是非よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、難民について質問をいたします。先に留学生の受入れのところから聞きます。

お手元に、皆さんに資料を配付させていただきます。これは三月三十一日に法務省報道発表資料ということで公表された資料の中に入っているものであります。我が国における難民庇護の状況等ということで、全体像がまとめられた表でございます。難民が、令和二年の一年間ということで、条約難民が四十七名、その他の庇護、いわゆる人道配慮ですが、ここは四十四名、計九十一人という結果となっております。難民につきましまして、定住難民と条約難民に分類されて数字が公表されております。

そこで、私が思いましたのは、この統計表に、シリア難民の留学生を今政府は受け入れておりますけれども、それが記載されていないので、記載すべきではないかと考えています。

このシリア難民の問題が起きたときに、この難民保護をどうしていくのか、ヨーロッパでは相当な社会、政治問題になりましたけれども、我が国は、この第三国定住の対象としてはミャンマー難民に限っていたものですから、シリアは対象としていなかったと。ただし、日本として何もしなくいいのかということがあって、実は私、二〇一

五年にシリア難民キャンプを訪れまして、そのときに、やはり、例えば留学生として受け入れるという形を取ることがあり得るのではないかと。当時、UNHCRのハイコミッショナーでありましたグテレスさん、今国連の事務総長としておりますけれども、グテレスさんとも意見交換を重ねまして、是非日本で留学生の形として受入れをやってほしいという話がありました。そこで、私もPTの座長としてそうした提言を安倍総理にさせていただきまして、二〇一六年に安倍総理がシリア難民の留学生を五年間で百五十名という形で受け入れるということを発表して、二〇一

七年からこれ既にスタートしております。これは、実は今、留学ビザという、就学ビザというカテゴリーで来ておりますから、この数字には、表には入っていないんだと思うんですけども、ただ、元々の経緯からすると、UNHCRの方もこれは第三国定住のある種発展した形だというふうな認識をされておまして、今、日本にいるのはたしかレバノンとかヨルダンにいるシリア難民の留学生が来ているんですけども、家族とも一緒に来ているんですね。

ですから、こうした数字を報道発表資料の中には非入れ込んでもらいたいというか、入れ込まないと対外的な情報発信としてちょっと不十分ではないかと思っておりますので、この記載を工夫するなり変えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(松本裕君) 委員御指摘のとおり、シリア人留学生の受入れにつきましては、シリア危機により就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供することを目的とした政府の取組でございます。御党の御提言に基づくものと認識しております。

御指摘のとおり、当局といたしましても、受入れ状況を積極的に広報していくことは我が国の難民支援の姿勢を広く理解していただくためにも重要であると改めて認識いたしました。そのため、

その趣旨から、難民認定数等の統計資料に付記して、直ちに積極的に広報することといたします。

○谷合正明君 最後に、ミャンマー情勢に絡んで質問したいと思います。

今お手元に配付されている資料で、その他の庇護で、二十年から二十六年の間、結構三桁で人道配慮で日本は受け入れている。これ、背景に、ミャンマーの当時の政情不安定な背景があつて、その後、民主化になってきたので減ってきているというのが、私はそういうふうな理解しております。定住難民、第三国定住もミャンマー難民でずっとやってきているんですけども。

それで、今のこの情勢の中なんですけれども、今後、政治的弾圧や差し迫った命の危険などにより、我が国の庇護を求めるケース、あるいは既に日本国内にいるミャンマー人による難民認定申請について、これは適切に取扱いされるよう求めたいというふうな思っております。大臣所信におきましても、真に庇護を必要とする者の迅速な保護が必要であるというふうな言われておりますので、是非そうした対応をお願いしたいと思います。

○政府参考人(松本裕君) 委員御指摘のミャンマーの関係におきましても、を含めて、その本国の情勢等に関しまして、当局といたしましても、外務省あるいはUNHCR等の関係機関と適切あるいは積極的に連携しながら、その正確な情報を把握して適正な難民認定という運用を行ってまいりたいと思っております。

○谷合正明君 もちろん、こうしたことは発生しないことがもちろんだとは思いますが、仮にそうなった場合の対応ということだと思っております。

時間が参りましたので、質問を終わりたいと思

います。
○清水貴之君 日本維新の会の清水です。よろしくお願ひをいたします。
裁判手続におけるIT化、オンライン化につい

て伺います。

オンラインで民事訴訟の手続を進めるウエブ会議、昨年の二月に導入されましたが、新型コロナウイルスの拡大と時期が一致して、当然、その前からこれは決まっていたことではあるんですが、このコロナの拡大においてもこういったウエブ会議の導入などは様々な効果があつたのではないかなと思う一方、課題なども出てきているのではないかと感じます。

一年を経て、現状、その課題であるとかメリットであるとか、どのようにお考えでしょうか。
○最高裁判所長官代理者(門田友昌君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、裁判所におきましては、現行法の下で速やかに実施することのできる民事訴訟手続のIT化の第一段階の取組としまして、昨年の二月、知的財産高等裁判所及び高等裁判所所在地の地方裁判所本庁からウエブ会議等のITツールを用いて争点整理を行う運用を開始しまして、昨年の十二月には全国の地方裁判所の全ての本庁に運用を拡大いたしました。

裁判所に出頭することなく裁判官や相手方当事者の表情を見ながら協議をすることのできるウエブ会議は利便性が高いという認識が高まつたこともございまして、実施件数は順調に伸びております。具体的な実施件数につきましては、本年二月分が最新のものとなりますけれども、全国で一か月間で延べ八千件以上の手続で利用されておるといふ状況でございます。

今後、国民の皆様の理解を得つつ、ウエブ会議等のITツールを用いて争点整理を行う運用を定着させまして、安定的な運用を行うように努めてまいります。

○清水貴之君 スタートした当初が数百件からスタートしていますので、二月の八千件というのはもう相当な数だということに感じます。
今後これが広がっていくと感じます。

ているのが、平均的な審理期間というのが延びてきている傾向にあるというふうな言われていますし、データから見てもそうです。地裁の第一審の平均審理期間、民事訴訟が九・五か月、刑事が三・四か月と、二十年もう長期化の傾向にあるということ、こういったITを活用することによってこの辺も短縮していけるのではないかと。火曜日には裁判官の定員法もありましたけれども、そういったことで様々な負担というのでも減らせることにつながるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(門田友昌君) お答えいたします。

ウエブ会議等を活用して争点整理を行う運用によりまして、裁判所への負担が減りまして期日調整が容易になることなどから、この運用が更に定着していくことで審理期間の短縮につながる面もあるかと存じます。

もつとも、民事訴訟手続におきましては、当事者が主張、立証を準備しまして、これを裁判所に提出して審理を進めるということが原則となっておりますので、審理期間は当事者の主張、立証活動に左右される面も大きいところでございますし、また、審理の在り方の変化や事件の性質、難易度等に影響されるという面もございます。

したがって、ウエブ会議等を用いることによりまして直ちに審理期間が短縮するというわけにはまいりませんが、合理的な期間内で適正な解決を図るということは民事裁判に携わる者にとって重要な使命ということでございますので、ウエブ会議等の導入に合わせて審理運営の工夫を進めまして、当事者の協力も求めるなどし、少しでも審理期間を短縮することができるように努めてまいりたいと存じます。

○清水貴之君 今おっしゃったとおり、中身に関しては当事者によって左右されますからそこは変わらないと思うんですけど、これ事務手続とかの面ですら、この辺りはかなり影響が、いい方

の、いい方というか、短くなる方の影響が出るのではないかとというふうな思いです。

この裁判のIT化、日本では今スタートして、さあこれからだということではあるんですが、諸外国ではもう既に実施しているところがあるところがあるというふうな聞いています。アメリカは身体拘束の判断や罪状認否をビデオ会議システムでこれ実施していますし、イギリスも陪審員が遠隔で評議をしています。韓国なんかも大分進んで、裁判所間を中継しないで証人尋問もやっているということですから、かなり進んでいるように思いますが、こういった海外と比べて日本の現状というのはどう捉えていますでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) お答え申し上げます。

委員が今御紹介されました例は基本的に刑事の例でございますので、刑事のIT化ということでお答え申し上げます。

まず、刑事手続における情報通信技術の活用につきまして、令和二年七月に閣議決定されたIT新戦略におきまして、令状請求・発付を始めとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査、公判のデジタル化の方策の検討を開始することとされております。

法務省といたしましては、その検討を進めるために、刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会を立ち上げ、本年三月三十一日に第一回会合を開催したところでございます。

委員が御指摘になりましたような諸外国における刑事裁判IT化の状況について網羅的に把握しているものではないかもしれませんが、例えば、国によって要件は異なりますが、オンラインによる証人尋問を行うことができる国や、被告人等もオンラインで一定の刑事裁判手続に参加することができる国もあるものと承知しております。

我が国の現状でございますが、我が国におきま

しては、現行法上、一定の場合にいわゆるビデオリンク方式で証人尋問を行うことができるとする規定が設けられている一方で、訴訟関係人につきましては公判期日に出頭、出席することが前提とされているものと承知しております。

先ほど申し上げました検討会では公判段階におけるオンラインの活用についても検討対象になり得るものと認識しているところでありまして、いづれにしましても、法務省としては、情報通信技術の活用によってより適正かつ迅速な刑事手続が実現できるよう、スピード感を持って検討を進めてまいりたいと考えております。

○清水貴之君 ありがとうございます。

もう一度、済みませんが、民事の方に戻りまして、その裁判のIT化なんです、家裁ですね、家事事件への適用というのはどういった流れになつていくのかというのもお伺いしたいというふうな思いです。

この家裁での家事事件、令和元年度裁判件数が約九十万件ですから、かなりの件数に上るわけです。なかなか、例えば離婚であったり相続であったり、その当事者がすごく苦勞していらつしやる方とか負担を感じているような方々というの、もうこういったIT化の進捗によって裁判における負担というの軽減されていくんではないかというふうな思いはしますが、今後、この家事裁判におけるIT化の導入に向けてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 令和二年七月十七日閣議決定されました成長戦略フォローアップにおきまして、この民事訴訟手続のIT化の実現のため、二〇二二年、令和四年の民事訴訟法等の改正に取り組むこと、また、民事訴訟手続のIT化の検討も踏まえつつ、二〇二〇年度、令和二年度中に家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化のスケジュールを検討することとされているところでございます。

民事訴訟手続のIT化につきましては、法制審

議会民事訴訟法(IT化関係)部会におきまして、本年二月に民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案を取りまとめまして、本年二月二十六日から五月七日までの間、パブリックコメントの手続を実施しているところでございます。

家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等につきましては、このような民事訴訟手続のIT化の検討状況も踏まえつつ、速やかにIT化の検討を開始し、二〇二二年、令和四年度までに一定の結論を得るように検討を進める所存でございます。

○清水貴之君 もう一度、今度はまた刑事、お聞きをいたします。

ここがもうIT化進んだらかなり負担が減るのではないかなと思うところが、逮捕状の請求などに関してです。現在は、その逮捕状を請求するために警察官の方が裁判所まで行くのにもう何時間も、もう地方では車乗って運転していかなければいけないなどということもある。警察官が逮捕状を請求する側の負担というの也非常に大きいです。一方で、裁判官というの、請求があつたらこれはすぐに対応しなければいけないので、二十四時間体制で宿直業務などもある。裁判官の人数が多いところだつたらいいですけども、地方で本当に何人かで回しているようなところでしたら、もう数日に一回はこの宿直が回つてきてというところで、裁判官の方々の負担も大きいと。

これも定員法で、裁判官つて、やっぱり今はなり手がという話もありましたけれども、こういったところへの負担軽減というの、その裁判官のなり手問題の解決にもつなげていくのではないかとこのように思います。

逮捕状などといいますと、かなりこれはプライバシーとか秘密漏えいとか情報漏えいとか、ここは相対注意をしなければいけないとは思いますが、その一方で、ここがIT化、オンライン化などが進んでいくとかなり効率的になつていくのではない

いかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(川原隆司君) 刑事手続のIT化の意義につきましては、手続に関与する国民の負担軽減に資するものであり、感染症の感染拡大時にも円滑、迅速な手続の遂行を可能とする観点から有用であると考えております。

また、委員が御指摘になりました逮捕状を始めとする令状の手続、こういったものを始めとしまして、電子データ化した書類を用いて手続をオンラインで行うことができるようにすることは、手続の合理化、効率化や関係機関の負担軽減にも資するものと考えております。

この点も委員から御指摘がありましたけれども、もとより、刑事手続のIT化に当たっては、刑事手続で扱う情報の性質に鑑み、情報セキュリティに万全を期することが重要であると考えております。

先ほども申し上げましたが、法務省といたしましては、情報通信技術の活用によってより適正かつ迅速な刑事手続が実現できるよう、スピード感を持って検討を進めてまいりたいと考えております。

○清水貴之君 もう一点、同じ刑事手続で、ここも是非効率化を進めていくべきではないかと考えるのが、証拠開示の部分の電子化です。今は原則もう書面対応をしているということで、まあ複写に、コピーするのに時間も掛かりますし、これ費用も、決まった業者が担当するということで、白黒で一枚四十円掛かるそうですね、カラーだと八十円と。もう膨大な裁判資料をコピーするのに、弁護士事務所ではもう何十万とか何百万とか負担することもあるというふうに聞きました。

ここもやはり、改ざん防止とか情報漏えいを防ぐといった、こういった対策は当然必要だと思えますが、今この世の中、デジタル化にどんどんどんどん進んで進んでいっていますので、この辺りもデジタル化したデータで対応できないかと、これも相当な効率化につながっていくのではないかと

と、負担軽減につながるのではないかと考えますが、いかがですか。

○政府参考人(川原隆司君) お答えいたします。先ほどお答えいたしました刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会における具体的な検討事項については検討会において決められるべきものと考えておりますが、御指摘の証拠開示のデジタル化についても検討の対象となり得るものと承知しております。

先ほども申し上げたところですが、もとより、刑事手続で扱う情報の性質に鑑み、情報セキュリティ対策に万全を期すことが必要でございますが、こういった観点も考慮しながら今後の検討がなされていくものと考えております。

○清水貴之君 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○川合孝典君 国民民主党・新緑風会の川合でございます。今日もよろしく申し上げます。

本日も外国人労働者を取り巻く様々な諸課題についてということで御質問させていただきましたと思いますが、たくさん質問作らせていただいで、多分最後まで行かなくなってしまう可能性が高いので、今日、私のためだけに来ていただいでいる小林審議官の方から、二番の方の質問から先に始めさせていただきますと思います。

これまで総論でいろいろ質問させていただきましたが、今度はこちらと各論で深掘りをして、実態についていろいろと質疑させていただきますしたいと思います。

まず、上川法務大臣に確認をさせていただいたんですが、法務大臣として、現在自治体において取り組まれている外国人労働者に対する相談窓口の整備状況について、大臣としてどのように御認識されているのかという現状認識をお教えいただけますか。

○国務大臣(上川陽子君) 様々な困り事、また御相談を抱えた外国人の方々に対しましては、生活の一番身近な地方自治体のそうした中で対応して

いくということ、これは極めて重要なことだと考えております。しかも多言語で対応していただくということ、これが重要であるということでございます。

その意味では、地方公共団体が相談の窓口をしっかりと設けていただくということが有益な取組として考えられるところでございまして、法務省におきましては、外国人受入環境整備交付金によりまして、地方公共団体による一元的相談窓口の設置、運営を支援をしているところでございまして。交付金は日本語を含みます十一言語以上での情報提供及び相談対応を行うことを条件としておりまして、各窓口では多言語での対応が可能な体制を整備をさせていただいているところでございます。

交付決定を受けまして一元的相談窓口を開設、運営している地方公共団体でございますが、令和元年度末時点でありまして、百三十九団体となっております。例えば、福岡県の一元的相談窓口は十九時まで開設しておりますし、浜松の一元的相談窓口は土日祝日も相談等に応じる、そうした取組を行っております。令和二年度は百九十七の地方公共団体に対しまして交付決定をしているところでございます。

こうした外国人の受入環境整備交付金による支援、この継続はもとよりでございますが、またFRESCという組織、これまでも御紹介をいたしましたけれども、そうしたところで一元的に様々な情報を集約しながら、いい事例を地方公共団体にも提供するなどして、全国でユニバーサルにサービスができるようにしていくという体制整備に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○川合孝典君 ありがとうございます。法務省としてお取組を進めていただいているというところは、今の大臣の御答弁で理解いたしました。そこで、厚生労働省さんの方に確認をさせてい

ただきたいと思いますが、現時点での、全国都道府県労働局並びに労働基準監督署の中で、外国人への多言語での労働相談の対応ができる窓口というのはどのぐらい整備されているのでしょうか。現在の進捗状況をお願いします。

○政府参考人(小林洋子君) お答え申し上げます。

厚生労働省におきましては、地域ごとの外国人の在住状況等を踏まえまして、一部の労働局、監督署に外国人労働者相談コーナーを設置するとともに、外国語で相談に対応できる相談員を配置しているところでございます。そこで労働条件に係る相談対応を行っております。

相談コーナーの設置数でございますけれども、平成三十年度に三十三か所、令和元年度に六十三か所、令和三年度に六十八か所と増やしてきているところでございます。また、相談コーナーに来ることができない方、近隣の相談コーナーで母国語による相談をできない方のため、外国人労働者向け相談ダイヤルを設置して対応しているところでございます。

○川合孝典君 少しずつ増えているということについては今の御答弁で分かったわけなんですけれども、実は都道府県の労働局、全部で四十七あるわけでありまして、同時に、実は全国に労働基準監督署、これが三百二十一か所あります。つまり、この厚生労働省の地方の出先機関がこれだけで三百七十か所ほどある、六十九か所ということになるわけでありまして、そのうち六十八か所に何らかの形の相談窓口が設置されているということであって、つまりは二割行っていないというのが今の状況ということですね。

現状のこの多言語相談窓口の設置状況の進捗状況について、厚生労働省としてどのようにお考えなのかをお教えください。

○政府参考人(小林洋子君) お答え申し上げます。外国人の労働者相談コーナーにつきましては多

言語化を進めてきている状況でございます。平成三十年年度に六言語、元年度に八言語、それから令和二年年度に、あつ、平成三十年年度に六言語、元年度に八言語に拡充し、令和二年年度には更に五言語を加えて、現在十三言語について可能となっております。

また、先ほど申し上げました外国人労働者向けの相談ダイヤルを設置して、こちらは全国どこからでも対応できるんですけども、こちらでも十三言語対応できる体制を整備しておりますのでございます。

今申し上げましたように、外国人労働者相談コーナーについて、これまで対応言語数の拡充、それから設置数の増加に努めてまいりました。また、相談コーナーに来ることができない方や近隣で母国語による相談をできない方については、全国どこからでも相談が可能な外国人労働者向けの相談ダイヤル、これを設置して対応してきたところでございます。

今後とも、地域ごとの外国人の在在状況を踏まえつつ、外国人労働者相談コーナー、それから相談ダイヤル、こちらを適切に運営して、外国人労働者の方々に対し支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○川合孝典君 総論の部分を聞いています。わけてもなく各論の話しているんで、そのところを踏まえて簡潔に、済みません、呼んでおいて簡潔にというの失礼な話ですが、よろしくお願ひします。

今、一般論としてそういう説明していただいたんですけど、実際調べてみましたところ、多言語対応できる窓口なんてほとんどないですね。要は、ポルトガル語が、二年前のこれデータなんです。その後どうなっているかわかりませんが、ポルトガル語が対応できるところが十九か所。ブラジル人の労働者が多い場所ですね、いわゆる群馬県ですとか静岡ですとか。英語が対応できるところが十五か所、中国語十三か所、スペイン語九か所と

いったような形になってはいるんですけど、多言語と言いなながらも極めて限られた言語での対応しかできないような整備状況にしか今まだなっていないというのが現実だということなんです。

で、何かあつたら相談ダイヤルがありますという話がありますけれども、実際、そのN T T回線使ったダイヤル相談でそれだけの人たちが相談に、窓口アクセスできるのかという話になったときに、それが有効に機能しているかどうかということも実際検証はされていませんよね、数は把握はされているんだろうと思ひますけれども。

私、やっていないと言つてはいる話じゃなくて、要は、法務省としては多言語対応をということで交付金まで出して取組をしていただいていることに対して、厚生労働省の都道府県の窓口、労働基準監督署でその取組が速やかに進んでいないのかという、外国人労働者の方がこれだけ急速に増えてきているのであれば、それに対応できるだけの相談窓口が必要だという認識を厚生労働省としてお持ちになつてはいるのかということが問われているということをお指摘をさせていただいてはいるということをお指摘をさせていただきます。

これ以上踏み込んだ話は田村厚生労働大臣と多分させていただかなければいけないと思ひますので、答弁は求めませんが、お願ひしたいのは、それぞれの相談窓口でどういう言語での相談窓口の対応ができてはいるのかということを是非速やかにお調べいただきたいと思ひます。コロナ対応があつて皆さんも大変だと思ひますけど、その多言語対応が実際それぞれの地域でどう対応できているのかという、言語ごとに是非調べていただきたいということをお願ひをしておきたいと思ひます。

済みません、こちらの方の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

次に、一番目の質問に戻らせていただきたいと思ひますが、いわゆる外国人技能実習制度に関しては、監理団体ですとか送り出し先機関の問題で

すとか、研修、実習実施企業の問題ですとか、様々なステークホルダーに関わる問題というのが指摘されておりますけど、本日はその中で、この研修や技能実習を適正に実施する上でその妨げとなるような不正行為について法務省として調査をされているというふうな何つておられますが、近年のこの不正行為の実態について、まず上川法務大臣の御認識をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(上川陽子君) この技能実習制度でございますが、技能等の移転を通じた国際貢献、これが最大の目的の制度でございます。その意味で、多くの技能実習生の方々、実習を全うされて母国等で御活躍をされている方々がたくさんいらっしゃるということをお承知しております。

しかしながら、一部の受入れ企業等におきましては、この制度の趣旨が必ずしも十分に理解されず、労働関係法令違反等の問題、また技能実習生等が失踪してしまうと、こういった問題が生じているということも事実でございます。大変重く受け止めているところでございます。

御指摘いただきました不適正事案につきまして、平成二十九年施行されました技能実習法に基づきまして、この外国人技能実習機構が受入れ企業等に対する実地検査、また技能実習生からの母国語相談対応等を行うなどして、制度の適正化や、また技能実習生の保護の取組を進めてきたところでございます。

また、受入れ企業等の不適正事案に対しましては、外国人技能実習機構が指導、勧告を行い、事案の内容に応じまして主務大臣等においてこの技能実習計画の認定の取消し等を行うことによりまして、技能実習制度の適正化を図つてはいるところでございます。

厚生労働省及び外国人技能実習機構ともしっかりと連携をし、この技能実習法の趣旨に沿った適切なものとなる制度が活用されるよう、引き続き適正化に努めてまいりたいというふうに思ひます。

○川合孝典君 ありがとうございます。入管庁の方に今度は、毎回済みません、よろしくお願ひします。

この不正行為の件数については、不正行為ということで平成三十年まで集約した資料、広報用の資料をお作りになつてはいるんですけど、ここ近年は減少傾向にあるという数字がこの資料からは読み取れるということなんです。この不正行為の件数や不正行為の把握の方法というのは、具体的に入管庁さんとしてどのように把握していらっしゃるのかをお教えください。

○政府参考人(松本裕君) まず、件数そのものでございますが、平成二十九年十一月一日から令和三年三月二十六日までの間に監理団体の監理許可を取り消しましたものが十八件、実習実施者の実習計画認定を取り消したものが百八件となっております。

その不正の把握の方法でございますが、基本的には外国人技能実習機構におきまして、あるいは緊急性を要するような場合には当庁の地方入管局が直接、監理団体や実習実施者に対する実地検査等を行つて、その中での把握というものがござります。さらには、技能実習生からの相談、申告等が技能実習機構が受け付けておまして、その中で不正事案を把握するというケースもござります。

以上でございます。

○川合孝典君 三か月置きに監理団体から、若しくは実習実施企業の方から報告なんかを受け付けてということは何つておつたんですけど、受け身で報告を受けてその報告に基づいて把握しているだけではない、技能実習生当事者からの相談を踏まえて対応していることもあるということ、そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(松本裕君) まず、ちよつと数字から申し上げますと、技能実習機構に対しましての相談件数、申告件数は、平成三十一年度、令和元年度でございますが、相談件数は七千四百五十二

件でございます。さらに、申告件数、不正な取扱い等が行われているというものが申告件数でございますが、平成三十一年度、令和元年度が百三十三件ございます。そのような中、そのような点が端緒となつて実地検査等を行うケースもございまして。

○川合孝典君 そうした不正、あつ、やっぱり終わってしまった。これ以上しゃべると時間が掛かってしまいますので、残余の質問は次回に回すことにいたします、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。

性暴力の被害当事者などをつくる団体、Springが昨年十一月、性被害の実態調査アンケートの結果を発表しました。インターネットで実施をされ、三週間で六千件近い回答が寄せられました。性被害の内容や加害者との関係、被害当時の状態や加害者の言動なども含めて、質、量とも豊富で、とても画期的な調査だと私は思います。被害者の八割以上が警察に被害を相談しておりませんでした。さらに、警察に相談した八百九十四件のうち、約半数、四百二十九件は被害届を受

理されなかったと答えています。昨年六月、政府の性犯罪・性暴力対策の強化方針を受けて、警察庁は被害届を即時受理するよう各都道府県警察に通知しています。しかし、現実には、客観証拠がないとか、あるいは暴行、脅迫がないなどといった受理されないケースが引き続きあるということも伺います。

受理件数というのは増えたんでしょうか。○政府参考人(猪原誠司君) お答えいたします。警察におきましては、犯罪被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理することとしております。

また、警察庁におきましては、被害者支援団体の方々や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの方々から被害届の受理に関

する御意見を伺うなどして実態把握に努めるとともに、必要に応じて都道府県警察を指導しているところであります。

今後もし引き続きまして、こうした取組を推進するなどして、被害者の方の心情に配慮した適切な性犯罪捜査が推進されるよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○山添拓君 受理件数が増えたかどうかというのは、今の段階では分かりませんか。

○政府参考人(猪原誠司君) 性犯罪の認知件数につきましてであります。

まず、強制性交等ではありますが、令和二年中、千三百三十二件を認知しております。令和元年につきましては千四百五件となっております。改正刑法の施行されました平成二十九年以降を見ますと、認知件数は増加傾向にございます。

また、強制わいせつであります。令和二年中、四千五百四十四件を認知しております。令和元年につきましては四千九百件でございます。これにつきましては、近年、認知件数は減少傾向にございます。

○山添拓君 強制性交についても、一昨年に比べたと認知件数としては減っているという話でありました。

Springの調査では、被害に遭つた際、すぐに被害だと認識できたかという問いに対して、いえと答えた人が五二%でした。被害と認識するまでの年数は平均七年だったとも言われています。被害を認識して、意を決して警察に相談しているんですよね。ですから、まず被害申告は受け止められ、支援につながる事が大事です。どんな警察官、検察官、裁判官に当たるか、被害者の運次第だという事態は防ぐべきであります。

刑法の性犯罪規定そのものについても、人権、個人の尊厳に即した改正が求められます。日本学術会議は、昨年九月二十九日、同意の有無を中核に置く刑法改正に向けてと題する提言を発表しています。同意の有無を中核とするのが国

際人権基準だとしていますが、どのような内容でしょうか。

○政府参考人(福井仁史君) 日本学術会議でございます。御説明をさせていただきます。

まず、昨年九月の私の提言の方で、同意の有無に關しまして、これを犯罪構成要件の検討に用いる際に有用な国際人権基準として二つのものを紹介しております。一つは、二〇〇九年でございまして平成二十一年になりますが、国連の女性に対する暴力に関する立法ハンドブックというものがございます。もう一つは、その二年後、欧州評議会の方で採択されました、女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止のための欧州評議会条約、略してイスタンブール条約と呼ばれているものでございます。

簡単にちよつと中身を御紹介させていただきます。女性に対する暴力に関する立法ハンドブックでございますが、これは、その内容的にはいろいろなことを述べておりますけれども、特にこの関係では、強制力や暴力を用いてなされるという要件を廃止した上で、明白かつ自発的な同意の不存在のみを犯罪成立要件としつつ、この同意を確信するに至つた経緯について被告人に証明を求める、あるいは広範な強制された状況下で行われた行為を全て犯罪とする、そのいずれかを採用するよう

に勧告しております。学術会議の提言では、性暴力については、加害行為の態様ではなく、同意の不存在又は状況のみを要件とする犯罪化が認められているというふう

に解説しております。それから、もう一つのイスタンブール条約でございますが、これは、女性に対する暴力の一形態として性暴力、強制性交を含む規定しております。その中で、必要な同意が自由意思の結果として自発的に与えられなければならない、当該自由意思は関連する状況の文脈において評価されるというふう

に規定しております。これも提言の中では、犯罪の成否は、あくまで

同意の有無によつて決せられるのであつて、暴行又は脅迫の有無によつて決せられるのではないというふう

に述べられているところでございます。提言の該当部分の概要は以上のとおりでございます。

○山添拓君 ありがとうございます。

同意は自由意思の結果として自発的に与えられなければならないという指摘は重いものだと思います。ところが、現在の刑法では、暴行、脅迫が成立要件となる、あるいは抗拒不能が成立要件となる。ですから、同意がない場合であつても、暴行や脅迫が認められない限り犯罪が成立しないものとなつています。これは国際人権基準と相入れないと、同意の有無を中核とする改正が必要だというのが学術会議の提言です。

法務大臣、どう受け止めておられるでしょうか。○国務大臣(上川陽子君) 法務省におきましては、この提言の送付を今朝受けたところでござい

ますが、令和二年十月二十日の開催されました第七回の性犯罪に関する刑事法検討会におきまして配付をさせていただいているところでござい

ます。提言の内容につきまして、この刑法の改正に關わる事項につきましては、現在、性犯罪に關する刑事法検討会におきまして活発に議論をしていただいているところでございます。私といたしましては、検討会に検討を今お願いをしているということ、最終的な取りまとめの段階に次のステージから入るといふ、そうした理解でござい

ます。慎重に、しかししっかりと御議論をいただ

けるものと思っております。○山添拓君 検討会で確かに配られたんですが、配られただけなんです。学術会議から説明を受けるということもされていないようです。学術会議の活動が見えないと批判された自民党の幹部の方おられましたが、見ようとし

ということも、この際、指摘をしておきたいと思うんです。

自由意思に基づく同意と言えるには、性行為の意味を理解し、自分が性行為をしたいのかしたくないのか判断できる必要があります。では、何歳以上ならその判断ができるのかと。刑法は十三歳を基準にしています。十三歳未満は同意の有無にかかわらず犯罪が成立します。これは、一九〇七年、明治四十年ですが、十二歳から十三歳に引き上げられて現在に至っています。その際、その理由は、女子発育の程度を探索した結果というふうにされました。

しかし、身体的に発育しているからといって、性行為の意味、あるいは心身への影響、リスク、社会経済的な負担の可能性などについて十分な理解があると言えるのかどうか、自由意思に基づく同意を期待できる年齢とは言い難いのではないかと思います。大臣、いかがですか。

○政府参考人(川原隆司君) 委員御指摘のとおり、現行刑法は、十三歳未満の者につきましては暴行、脅迫を用いなくても強制わいせつ罪や強制性交等罪が成立するものとしております。これは、一般に、十三歳未満の者は性的行為に対して同意、不同意を決する能力がないからであると考へられているところでございます。

○山添拓君 いや、そうなんですけれども、自由意思に基づく同意を期待できる年齢とは言えないのではないかとというのが私の指摘です。

二〇一八年には、東京都足立区の区立中学校で行われた性教育の授業で、性交、避妊、人工中絶、そういう言葉を使ったことが不適切だと、これは自民党の都議が議会で指摘をされたんです。そういう指摘があったことを受けて都教委が区教委を指導するという事態も起きました。ですから、性教育が十分とは言えない下で性的同意だけは適切に行える、こういうふうに見えるのは困難じゃないかと思うんですね。

国連は二〇〇八年、日本に対して同意年齢の引

上げを勧告しています。性暴力の被害者団体などからも声が上がられています。ところが、先ほど大臣の言及された検討会、同意年齢引上げの根拠は何なのか、十四歳や十五歳でも性交やキスを経験しているのに違法としてよいのか、同年齢同士の性行為を犯罪としてよいのか、そうして、意見が出されて、同意年齢の引上げに疑問を呈する意見が相次ぐ状況になっております。検討会の行方にも不安も広がっています。

そこで厚労省に伺いますが、児童福祉法は児童に淫行をさせる行為を禁止し、罰則の対象としています。児童とは十八歳未満をいいます。なぜ十八歳未満との性行為を禁止しているんでしょうか。

○政府参考人(大坪寛子君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、この児童福祉法、これは児童の福祉の保障を目的とした法律でして、ここでいうところの児童が十八歳未満という定めで構成をされております。

ここで、この同法三十四条で、同条の第一項第六号に規定する児童に淫行をさせる行為、これを含まず児童の福祉を著しく阻害する行為を列挙いたしました。これを法律上禁止をしているところでございまして、これは、同法六十条におきまして、かなり重い罰金、懲役などを併科するというところで規定をしているところでございます。

○山添拓君 それは同意の有無にかかわらず禁止という趣旨でしょうか。

○政府参考人(大坪寛子君) はい。児童福祉法におきましては、同意の有無などは特に規定をされておられません。

○山添拓君 例えば、東京都の青少年健全育成条例は、何人も青少年と淫らな性交又は性交類似行為を行ってはならないと定めています。こうした規定、全国にあります。同様の趣旨だと思います。淫行だとか淫らなという文言の曖昧さ、これは問題だと思いますが、少なくとも、若年者に

ついて同意の有無にかかわらず身体的な保護が必要だ、まあ福祉と言及しましたが、そういう考えは否定できないところだと思えます。

一方で、刑法上は、十三歳以上になりますと、暴行、脅迫、あるいは強い抵抗、こうしたものが証明できないと犯罪が成立しません。もちろん立証責任は検察官が負うわけですが、実際には被害者の証言の占める割合、その比重が重くなりま

す。被害者に事実上立証が求められると言ってもよい状況があります。十三歳にこれを求めるのが正義にかなうのかということが問われていると思うんですね。

大臣に伺いますが、やはり性交同意年齢は引き上げるべきだと思えます。少なくとも義務教育終了後の十六歳未満に引き上げるべきだと考えますけれども、大臣、認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) この委員の御指摘いただきました。暴行、脅迫を用いなくとも強制性交等罪や、また強制わいせつ罪が成立するものとされる被害者の年齢ということでありますが、現行法上十三歳とされているこの年齢を引き上げるべきだという御指摘があることにつきましては承知をしております。

また、法務省におきまして、今実際に開催しております性犯罪に関する刑事法検討会、この場におきまして、その年齢の引上げについての是非につきまして検討すべき重要な論点として掲げられているところでございまして、まさに今議論が行われているところでございます。私自身は検討会をお願いしているという立場でございまして、この段階で、また意見を申し上げるということと自体が差し控えるべき事柄ではないかというふうに考えております。

先ほど申し上げたとおり、この検討会におきまして更に論点整理が行われるということ、座長が次の段階からということで御発表なさって、決議をされたということでございますので、充実した御審議がなされるように期待をしております。

でございます。○委員長(山本香苗君) お時間過ぎております。おまとめください。

○山添拓君 検討会の取りまとめは、是非同意年齢の引上げの方向でまとめていただきたいと思えます。そして、その続く法制審でも、被害者や支援者の声、あるいは心理学者など専門家の知見が反映されるように求めて、質疑を終わりたいと思えます。

ありがとうございます。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美です。本日は、前回予告しましたように、最高裁が調停委員の任命に際して外国籍者を拒否していることについて質問します。

私がこの問題を取り上げるのは、人権の問題であり、憲法の問題だからです。最高裁は、調停委員は公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員に該当すると主張し、外国籍者を排除しています。外国籍者を拒否することは調停制度の趣旨にかなうのかと、こういう視点から伺います。

民事調停委員及び家事調停委員規則第一条では、「民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十一年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。」と定めております。国籍は任命の要件としていません。国籍は要件でないから、家庭裁判所から推薦依頼を受けた弁護士会からは、国籍の有無にかかわらず調停委員としてふさわしい弁護士を推薦しているのだと思えます。

神戸家裁から家事調停委員を推薦依頼された兵庫県弁護士会は、家事事件に精通している韓国籍の梁英子弁護士を度々調停委員に推薦しています。しかし、神戸家裁は、梁弁護士が外国籍であることを理由に最高裁への任命上申を拒否してい

大きく貢献しています。中には、もう法曹養成に携わる弁護士もいるわけです。差別をする側は忘れても、差別を解消されなければ傷が癒えることはありません。

最高裁はこの外国籍者を排除することのないように求めますけれども、これ、最高裁というのは憲法の中で名前があるわけです、名称が、最高裁判所は。この最高裁は人権保障のとりでと言われています。そして、憲法九十八条は、国際条約、国際法規を遵守するようにと書いていますけれども、これは国際的な問題というよりも法の支配の問題で、この法の支配には違憲立法審査権やあるいは最高法規性、ほとんど民主主義や人権も入っていますけれども、こういったところで、憲法の目的というのは人権保障、人権を救済することにあつて、その人権救済機関が最高裁判所なわけですよ。そこに、なぜ人権救済機関がこの差別をするということがあるのかというわけですね。

だから、こういったことを考えますと、私たち、法の支配の在り方というのを最高裁に前回問うとは、あるいは話すとは、もう、ちょっと信じられなかったんですけども、これ、きちんとしていただきたいということを私強く言っておきたいと思えます。

そして、実際に最高裁判所は、婚外子の相続分違憲決定、それから国籍法の違憲判決を最高裁は出しましたが、その際には国連からの勧告というのを裁判規範として、違憲判断の根拠として示してきているわけです。だから、裁判規範の一種として、国連からの勧告ないしは国際規約、そういったものを用いているわけですね。

是非、最高裁、これは別に判決の内容を言っているわけでもないし、介入でも何でもないです。法の支配ということが一番関連している機関だからこそ、そこを重視していただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思えます。

○嘉田由紀子君 碧水会の嘉田由紀子でございます。

これまでから引き続きおられます親の離婚後の子供の幸せの問題について質問させていただきます。本日も真山議員の御質問にもございました。

実は、先日も申し上げましたけれども、将棋の橋本崇載八段、四月二日に突然プロ棋士の引退を表明し、その理由が、ある日突然、妻に子供を連れ去られたことということでした。

実は昨日、直接に橋本さんとお会いをいたしました。そして、橋本さんに、この本日資料一として出させていたいただいておられますこのカラーの資料、これは子育て改革のための共同親権プロジェクトの皆さんが自分たちで作ったもので、三百四十六名の方の賛同を、顔を出しておりますけれども、これを橋本さんにお見せしたら、あつ、本当にこういう、自分が直接被害者になるまで子供の連れ去りなんてあるの知らなかったと、でもこんなにたくさんの方が被害を受けているんですねということで、橋本さん自身もこれから生きる力をいただきましたと言っておられました。

上川大臣、橋本棋士のように突然子供を連れ去られた事案を聞いてどのようにお感じになられるでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) ただいま、橋本崇載元棋士によりまして、御指摘いただきました資料も含めて、先回もそのようなお話をいただきました。

御指摘された公表及び発信の状況については承知をしておりますので、ございます。個人の公表や、また発信につきましては、法務大臣としてこの所感を述べるということについてはなかなか難しいところがございますので、差し控えていただきたいと思います。

父母が婚姻している場合はもちろんでございますが、離婚した場合でも、父母が子供の養育について共同して関わり、それぞれが適切にその役割と責任を果たすということ、子供の利益を図るといふ観点から極めて重要であるという

ふうに考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。今の大臣の立場としてはそれ以上踏み込めないとは思いますが、もういつも申し上げておりますように、日本の民法八百九十九条では、離婚をしたらどちらかの親を親権者として決めなければいけない単独親権、これはもう明治民法から、それこそ百二十年も前に決められ、そして、その親子分断の民法が橋本八段のような悲劇を起こしている構造的背景でもございます。

そこで、今回、二月十日に法制審議会が始まり、三月三十日には法制審議会の家族法制部会が始まりました。その委員名簿を資料二として本日お出ししております。

委員及び幹事の選定手続とその根拠についてお教えいただけますか。

○政府参考人(金子修君) 答えします。

法制審議会の委員は法制審議会令第二条第一項によりまして、また法制審議会の幹事は法制審議会令第五条第二項によりまして、いずれも学識経験のある者のうちから法務大臣が任命することとされています。また、部会に属すべき委員及び幹事は、法制審議会令第六条第二項により、審議会の承認を経て会長が指名することとされておりま

す。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。法制審議会や法制審議会の各部会の名簿をお一人ずつ見ていただきますと、例えば法制審議会では一名、政府職員が入っております。それから、審議会の家族法制部会では、部長も入れて全体二十四名のうち四名が国の職員でございます。例えば、具体的には内閣府の岸本室長、あるいは法務省の小出民事局長、最高裁の手嶋家庭局長、法務省の堂園審議官と、二十四分の四、幹事の方では十二分の六が言わば国の行政機関の職員でございます。

法務大臣の下で働く行政職員を委員として、しかも、この法制、家族法制の方の委員はここに議

決権まで与えているんですね。そういうことで、第三者性を欠いているという批判があるかもしれない、お手盛りと言われなにかと。この辺りについて、御見識はいかがでしょうか。

○政府参考人(金子修君) 質問の御趣旨は、諮問した法務大臣の下で働く職員が委員、幹事になっているという御趣旨かと理解しますので、法務省の職員について御説明します。

法制審議会は、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査審議することを目的としております。これらの基本的法律の制定、改正等に関する事項は主として国民生活の基本的秩序に関するものであり、各種法律問題の細部にわたる検討と、これに基づく綿密、周到な答申要綱の作成が必要とされます。法務省職員は、このような検討等を行うために必要な民事法、刑事法といった基本的法律の立案や運用等に関する属人的な専門的知識及び経験を有することから、委員又は幹事に任命されるものでございます。

このように、法務省職員を法制審議会及び部会の委員又は幹事に任命することは、法制審議会の目的に照らし必要であり、また専門的知識及び経験に着目して任命されるものであることから、お手盛りであるとは考えておりません。

○嘉田由紀子君 ただいまの御答弁の中に、基本的法制であるから行政職員が必要だと。例えば、私自身は国土交通省の委員をしたり環境省の委員をしたりしておりますけれども、例えば河川法は、じゃ基本的な法制ではないのか、環境、水質保全法はというようなことで、基本的法制度だから行政職員が必要だという説明には私は納得をしております。

参議院の法制局のホームページでは、審議会の目的がはっきり書かれております。行政への国民参加、二点目、専門知識の導入、三点目、公正中立性の確保、四点目が利害の調整でございます。

今回の法制審議会の幹事及び家族法制部会の委員や幹事として法務省職員が任命されていること

が、国民の目から見て、果たして公正中立性の確保が維持され、利害の調整がなされていると言えるのでしょうか。特に今回の家族法制の方は、離婚後の子供の親権の問題など、かなり国民的にも利害の対立する、あるいは様々、これによってまさに生殺与奪の権、生きる力を失ってしまうような、そういう大きな影響のある法制審議会でございます。

果たして公正中立性の確保が維持され、利害の調整がなされると言えるのでしょうか。法務大臣、お願いいたします。

○国務大臣(上川陽子君) 法制審議会及び部会は、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項につきまして調査審議をすることを目的とするものでございます。先ほど答弁をしたところで、のとおりでございます。このような調査審議を行うためには、そうした基本的な法律の立案、とりわけ運用等につきまして専門的な知識また経験、こうしたものを有する委員又は幹事が私は不可欠であるというふうに考えております。

したがって、法務省職員を法制審議会及び部会の委員又は幹事に任命することは法制審議会の目的に合致するものというふうに考えております。

○嘉田由紀子君 これは国民的な広い議論が必要だと思えますけれども、資料三、時間がありませんので、ちょっと急がせていただきます。

資料三に、最近出版されました「実子誘拐ビジネスの闇」というノンフィクションライターの池田良子さんの書の終わりの三ページ分を添付いたしました。これを見ていただくと、今回の法制審議会に期待してはいけないとあります。この本は、出版社によりまして、関係国会議員ほか法制審議会の委員にも見本が送られているというところでございますけれども、

一 判検交流による法務省職員、つまり、裁判官の身分を有している方が裁判官のまま法務省に入りますとこれは三権分立に反することになるので、

検事の身分に変わる。判検交流により法務省職員として行政を担い、そして、これ自身は最高裁判所との三権分立が不明瞭になります。あわせて、共同親権に反対する人たちがあ意味で専門職として入り、そして裁判所の裁判官、この辺りの裏の見えない利害の輪っかというのが私はあるのではないのかと思っております。今日はもう時間がありませんので、これ以上申し上げません。

そして、個別の委員が例えばこの委員に入っていないらっしゃること、これ、個人の問題ではありません、組織の構造の問題です。昭和二十年代以降、この判検交流というのは、言わば法務省の職員、人的に不足するというところで、最高裁判所から裁判官の方が検事になられる。個人的にどうこうではなく、七十年以上もそういう構図をつくっていることに私自身はかなり驚いております。

今日も、高橋元知事おられますけれども、トツプに立つ者はいつも言わば国民、県民の皆さんの理解を得ながら公正中立な審議会というのを言わば運営しなければいけないと私自身は思っております。またけれども、国の中で行政職員が直接議決権のある委員に入っているところ、今ほかの省庁も調べさせていただいております。三千ほど審議会があるということで、到底調べ切っていないんですけれども、私はまだこの法務省のこの事例しか、法務省の事案しか出ておりませんが、これは今日問題提起させていただいて、この後続けさせていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○委員長(山本香苗君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(山本香苗君) 民法等の一部を改正する法律案及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

○国務大臣(上川陽子君) 民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を抑制するため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、この法律案は、民法の一部を改正して、境界標の調査のための隣地使用権及び電気等の継続的給付を受けるための設備設置権等の関係に関する規定の整備や、所在等が不明な共有者がいる場合における共有物の利用及び管理等の共有に関する規定の整備を行うとともに、所有者の所在等を知ることができない土地若しくは建物又はその共有持分及び所有者による管理が不適当である土地又は建物について裁判所が管理人による管理を命ずること等を内容とする所有者不明土地管理命令等の制度を創設するほか、具体的相続分による遺産分割を定めることができる期間の制限等を内容とする相続に関する規定の整備を行うこととしております。

第二に、この法律案は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の一部を改正して、民法の一部改正により創設される制度の裁判手続を創設する等の規定の整備を行うこととしております。

第三に、この法律案は、不動産登記法の一部を改正して、相続等による所有権の移転の登記等との申請を相続人に義務付ける規定を創設するとともに、不動産登記に係る手続における申請人の負担の軽減を図るため、簡易な相続人申告登記制度を創設するとともに、特定の者が所有権の登記名義人となっている不動産を一覧的に確認することができる所有不動産記録証明制度を創設する等の規定の整備を行うこととしております。

第三に、法務大臣は、承認に係る審査をするため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができるものとするともに、調査権限に関する規定を設けることとしております。

第二に、この法律案は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の一部を改正して、民法の一部改正により創設される制度の裁判手続を創設する等の規定の整備を行うこととしております。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

第三に、この法律案は、不動産登記法の一部を改正して、相続等による所有権の移転の登記等との申請を相続人に義務付ける規定を創設するとともに、不動産登記に係る手続における申請人の負担の軽減を図るため、簡易な相続人申告登記制度を創設するとともに、特定の者が所有権の登記名義人となっている不動産を一覧的に確認することができる所有不動産記録証明制度を創設する等の規定の整備を行うこととしております。

○委員長(山本香苗君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

続いて、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案につきまして、その趣

旨を御説明いたします。

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 共有(第二百四十九条―第二百六十四条)」を「第三節 共有(第二百四十九条―第二百六十四条)第五節 管理不全土地管理命令及び二百六十四条)」に改める。

管理不全建物管理命令(第二百六十四条の二―第二百六十四条の八)に改める。

第二百九条の見出しを「(隣地の使用)」に改め、同条第一項中「境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕する」を「次に掲げる目的の」に、「の使用を請求する」を「を使用する」に改め、同項ただし書中「隣人」を「住家については、その居住者」に改め、「その住家に」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕
- 二 境界標の調査又は境界に関する測量
- 三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切取り
- 第二百九条第二項中「前項」を「第一項」に、「隣人」を「隣地の所有者又は隣地使用者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者(以下この条において「隣地使用者」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。
- 3 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。
- 第二百三十三条の次に次の見出し及び二条を加える。
(継続的給付を受けるための設備の設置権等)
- 第二百三十三条の二 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付(以下この項及び次条第一項において「継続的給付」という。)を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。
- 2 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備(次項において「他の土地等」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。
- 3 第一項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第二百九条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。
- 5 第一項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害(前項において準用する第二百九条第四項に規定する損害を除く。)に対して償金を支払わなければならない。ただし、一年ごとにそ

の償金を支払うことができる。

6 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない。

7 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

第二百三十三条の三分割によつて他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみ設備を設置することができる。この場合においては、前条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。

第二百三十三条第一項中「隣地」を「土地の所有者は、隣地」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三 急迫の事情があるとき。

第二百四十九条に次の二項を加える。

2 共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う。

3 共有者は、善良な管理者の注意をもつて、共有物の使用をしなければならない。

第二百五十一条中「変更」の下に「(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる

旨の裁判をすることができる。

第二百五十二条中「は、前条の場合を除き」を「(次条第一項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。)」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

共有物を使用する共有者があつても、同様とする。

第二百五十二条に次の四項を加える。

2 裁判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決定することができる旨の裁判をすることができる。

一 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

二 共有者が他の共有者に対し相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決定することについて賛否を明らかにすべき旨を催告した場合において、当該他の共有者がその期間内に賛否を明らかにしないとき。

3 前二項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(以下この項において「賃借権等」という。)であつて、当該各号に定める期間を超えないものを設定することができる。

一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 十年

二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 五年

三 建物の賃借権等 三年

四 動産の賃借権等 六箇月

5 各共有者は、前各項の規定にかかわらず、保存行為をすることができる。

第二百五十二条の次に次の一条を加える。

(共有物の管理者)

第二百五十二条の二 共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為をすることができる。ただし、共有

者の全員の同意を得なければ、共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。）を加えることができない。

2 共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

3 共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決した場合に、これに従ってその職務を行わなければならない。

4 前項の規定に違反して行った共有物の管理者の行為は、共有者に対してその効力を生じない。ただし、共有者は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

第二百五十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「裁判による共有物の分割」を付し、同条第一項中「とき」の下に「又は協議をすることができないとき」を加え、同条第二項中「の場合において、」を「に規定する方法により」に改め、「の現物」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 裁判所は、次に掲げる方法により、共有物の分割を命ずることができる。

一 共有物の現物を分割する方法

二 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部を取得させる方法

第二百五十八条に次の一項を加える。

4 裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対して、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

第二百五十八条の次に次の一条を加える。

第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はその持分について前条の規定による分割をすることができない。

2 共有物の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から十年を経過したときは、前項の規定にかかわらず、相続財産に属する共有物の持分について前条の規定による分割をすることができる。ただし、当該共有物の持分について遺産の分割の請求があった場合において、相続人が当該共有物の持

分について同条の規定による分割をすることに異議の申出をしたときは、この限りでない。

3 相続人が前項ただし書の申出をする場合には、当該申出は、当該相続人が前条第一項の規定による請求を受けた裁判所から当該請求があった旨の通知を受けた日から二箇月以内に当該裁判所にしなければならない。

第二百六十二条の次に次の二条を加える。

（所在等不明共有者の持分の取得）

第二百六十二条の二 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者（以下この条において「所在等不明共有者」という。）の持分を取得させる旨の裁判をすることができる。この場合において、請求をした共有者が二人以上あるときは、請求をした各共有者に、所在等不明共有者の持分を、請求をした各共有者の持分の割合で按分してそれぞれ取得させる。

2 前項の請求があった持分に係る不動産について第二百五十八条第一項の規定による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ、所在等不明共有者以外の共有者が前項の請求を受けた裁判所に同項の裁判をすることに異議がある旨の届出をしたときは、裁判所は、同項の裁判をすることができない。

3 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合（共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。）において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、第一項の裁判をすることができない。

4 第一項の規定により共有者が所在等不明共有者の持分を取得したときは、所在等不明共有者は、当該共有者に対し、当該共有者が取得した持分の時価相当額の支払を請求することができる。

5 前各項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利（所有権を除く。）が数人の共有に属する場合について準用する。

（所在等不明共有者の持分の譲渡）

第二百六十二条の三 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者（以下この条において「所在等不明共有者」という。）以外の共有者の全員が特定の者に対してその有する持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等不明共有者の持分を当該特定の者に

譲渡する権限を付与する旨の裁判をすることができる。

2 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合（共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限り。）において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、前項の裁判をすることができる。

3 第一項の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該譲渡をした共有者に対し、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求することができる。

4 前三項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利（所有権を除く。）が数人の共有に属する場合について準用する。

第二百六十四条中「この節」の下に「（第二百六十二条の二及び第二百六十二条の三を除く。）」を加える。

第二編第三章第三節の次に次の二節を加える。

第四節 所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令

（所有者不明土地管理命令）

第二百六十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分）について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人（第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。）による管理を命ずる処分（以下「所有者不明土地管理命令」という。）をすることができる。

2 所有者不明土地管理命令の効力は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地（共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である土地）にある動産（当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。）に及ぶ。

3 所有者不明土地管理命令は、所有者不明土地管理命令が発せられた後に当該所有者不明土地管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び当該

所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財産について、必要があると認めるときも、することができる。

4 裁判所は、所有者不明土地管理命令をする場合には、当該所有者不明土地管理命令において、所有者不明土地管理人を選任しなければならない。

（所有者不明土地管理人の権限）

第二百六十四条の三 前条第四項の規定により所有者不明土地管理人が選任された場合には、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財産（以下「所有者不明土地等」という。）の管理及び処分をする権利は、所有者不明土地管理人に専属する。

2 所有者不明土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもって善意の第三者に対抗することはできない。

一 保存行為

二 所有者不明土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

（所有者不明土地等に関する訴えの取扱い）

第二百六十四条の四 所有者不明土地管理命令が発せられた場合には、所有者不明土地等に関する訴えについては、所有者不明土地管理人を原告又は被告とする。

（所有者不明土地管理人の義務）

第二百六十四条の五 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等の所有者（その共有持分を有する者を含む。）のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならない。

2 数人の者の共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられたときは、所有者不明土地管理人は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

（所有者不明土地管理人の解任及び辞任）

第二百六十四条の六 所有者不明土地管理人がその任務に違反して所有者不明土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人を解任することができる。

2 所有者不明土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。
 (所有者不明土地管理人の報酬等)

第二百六十四条の七 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2 所有者不明土地管理人による所有者不明土地等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明土地等の所有者(その共有持分を有する者を含む。)の負担とする。
 (所有者不明建物管理命令)

第二百六十四条の八 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物(建物が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物の共有持分)について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る建物又は共有持分を対象として、所有者不明建物管理人(第四項に規定する所有者不明建物管理人をいう。以下この条において同じ。)による管理を命ずる処分(以下この条において「所有者不明建物管理命令」という。)をすることができる。

2 所有者不明建物管理命令の効力は、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物(共有持分を対象として所有者不明建物管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である建物)にある動産(当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。)及び当該建物を所有し、又は当該建物の共有持分を有するための建物の敷地に関する権利(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(所有権を除く。))であつて、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物の所有者又は共有持分を有する者に限る。)に及ぶ。

3 所有者不明建物管理命令は、所有者不明建物管理命令が発せられた後に当該所有者不明建物管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物又は共有持分並びに当該所有者不明建物管理命令の効力が及ぶ動産及び建物の敷地に関する権利の管理、処分その他の事由により所有者不明建物管理人が得た財産について、必要があると認めるときも、することができる。

4 裁判所は、所有者不明建物管理命令をする場合には、当該所有者不明建物管理命令において、所有者不明建物管理人を選任しなければならない。

5 第二百六十四条の三から前条までの規定は、所有者不明建物管理命令及び所有者不明建物管理人につ

いて準用する。

第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令

(管理不全土地管理命令)

第二百六十四条の九 裁判所は、所有者による土地の管理が不適當であることよつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人(第三項に規定する管理不全土地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる処分(以下「管理不全土地管理命令」という。)をすることができる。

2 管理不全土地管理命令の効力は、当該管理不全土地管理命令の対象とされた土地にある動産(当該管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る。)に及ぶ。

3 裁判所は、管理不全土地管理命令をする場合には、当該管理不全土地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなければならない。
 (管理不全土地管理人の権限)

第二百六十四条の十 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命令の対象とされた土地及び管理不全土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により管理不全土地管理人が得た財産(以下「管理不全土地等」という。)の管理及び処分をする権限を有する。

2 管理不全土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもつて善意でかつ過失がない第三者に対抗することはできない。

一 保存行為

二 管理不全土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

3 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の処分についての前項の許可をするには、その所有者の同意がなければならない。

(管理不全土地管理人の義務)

第二百六十四条の十一 管理不全土地管理人は、管理不全土地等の所有者のために、善良な管理者の注意

をもって、その権限を行使しなければならない。

2 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土地管理人は、その共有持分を有する者全員ののために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。

(管理不全土地管理人の解任及び辞任)

第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人がその任務に違反して管理不全土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全土地管理人を解任することができる。

2 管理不全土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

(管理不全土地管理人の報酬等)

第二百六十四条の十三 管理不全土地管理人は、管理不全土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

2 管理不全土地管理人による管理不全土地等の管理に必要な費用及び報酬は、管理不全土地等の所有者の負担とする。

(管理不全建物管理命令)

第二百六十四条の十四 裁判所は、所有者による建物の管理が不適当であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該建物を対象として、管理不全建物管理人(第三項に規定する管理不全建物管理人をいう。第四項において同じ。)による管理を命ずる処分(以下この条において「管理不全建物管理命令」という。)をすることができる。

2 管理不全建物管理命令は、当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物にある動産(当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物の所有者又はその共有持分を有する者に所有するものに限り。)及び当該建物を所有するための建物の敷地に関する権利(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(所有権を除く。)であつて、当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物の所有者又はその共有持分を有する者が有するものに限り。)に及ぶ。

3 裁判所は、管理不全建物管理命令をする場合には、当該管理不全建物管理命令において、管理不全建物管理人を選任しなければならない。

4 第二百六十四条の十から前条までの規定は、管理不全建物管理命令及び管理不全建物管理人について準用する。

第三百九十二条第一項中「按分する」を「按分する」に改める。

第八百九十七条の次に次の一条を加える。

(相続財産の保存)

第八百九十七条の二 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によつて、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続人が一人である場合においてその相続人が相続の単純承認をしたとき、相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき、又は第九百五十二条第一項の規定により相続財産の清算人が選任されているときは、この限りでない。

2 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

第八百九十八条に次の一項を加える。

2 相続財産について共有に関する規定を適用するときは、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分をもつて各相続人の共有持分とする。

第九百四条の二の次に次の一条を加える。

(期間経過後の遺産の分割における相続分)

第九百四条の三 前三条の規定は、相続開始の時から十年を経過した後にする遺産の分割については、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 相続開始の時から十年を経過する前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

二 相続開始の時から十年の期間の満了前六箇月以内の間に、遺産の分割を請求することができるないやむを得ない事由が相続人にあつた場合において、その事由が消滅した時から六箇月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき。

第九百七条の見出し中「審判等」を「審判」に改め、同条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、「場合」の下に「又は同条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合」を加え、同条第三項を削る。

第九百八条に次の四項を加える。

2 共同相続人は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割をしない旨の契約をすることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。

3 前項の契約は、五年以内の期間を定めて更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。

4 前条第二項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。

5 家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて前項の期間を更新することができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。

第九百八条の見出しを「(相続人による管理)」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九百二十六条第二項中「第六百五十条第一項」を「並びに第六百五十条第一項」に改め、「並びに第九百八条第二項及び第三項」を削る。

第九百三十六条(見出しを含む。)中「管理人」を「清算人」に改める。

第九百四十条第一項中「」によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで」を「の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は第九百五十二条第一項の相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間」に、「の管理を継続しなければ」を「を保存しなければ」に改め、同条第二項中「第六百五十条第一項」を「並びに第六百五十条第一項」に改め、「並びに第九百八条第二項及び第三項」を削る。

第九百五十二条の見出し及び同条第一項中「管理人」を「清算人」に改め、同条第二項中「管理人」を「清算人」に、「これ」を「その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。

第九百五十三条、第九百五十四条(見出しを含む。)及び第九百五十五条ただし書中「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改める。

第九百五十六条の見出し及び同条第一項中「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改め、同条

第二項中「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に、「管理の」を「清算に係る」に改める。

第九百五十七条第一項中「後二箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかった」を削り、「相続財産の管理人は、遅滞なく、すべて」を「相続財産の清算人は、全て」に、「一定の」を「二箇月以上の期間を定めて、その」に、「二箇月を下ることができない」を「同項の規定により相続人が権利を主張すべき期間として家庭裁判所が公告した期間内に満了するものでなければならない」に改める。

第九百五十八条を削る。

第九百五十八条の二中「前条」を「第九百五十二条第二項」に、「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改め、同条を第九百五十八条とする。

第九百五十八条の三第二項中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改め、同条を第九百五十八条の二とする。

(不動産登記法の一部改正)

第二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条」を「第七十三条の二」に改める。

第三条第十号中「第五十条」の下に、「第七十条第二項」を加える。

第十六条第二項中「第七十六条」の下に「から第七十六条の四まで、第七十六条の六」を加える。

第二十五条第七号中「第六十五条」の下に、「第七十六条の五」を加える。

第五十九条第六号中「含む。」の下に「若しくは第九百八条第二項」を加え、「同法第九百八条」を

「同条第一項」に、「同法第九百七条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六十三条に次の一項を加える。

3 遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)による所有権の移転の登記は、第六十条の規定にかかわらず、登記権利者が単独で申請することができる。

第六十九条の次に次の一条を加える。

(買戻しの特約に関する登記の抹消)

第六十九条の二 買戻しの特約に関する登記がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第六十条の規定にかかわらず、登記権利者は、単独で当該登記の抹消を申請することができる。

第七十条の見出しを「(除権決定による登記の抹消等)」に改め、同条第一項中「登記義務者の」を

「共同して登記の抹消の申請をすべき者の」に、「登記義務者と」を「その者と」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の場合」を「前二項の場合」に、「前項の登記」を「第一項の登記」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の登記が地上権、永小作権、質権、賃借権若しくは採石権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記であり、かつ、登記された存続期間又は買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして法務省令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。

第七十条の次に次の一条を加える。

(解散した法人の担保権に関する登記の抹消)

第七十条の二 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき法人が解散し、前条第二項に規定する方法により調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第六十条の規定にかかわらず、単独で当該登記の抹消を申請することができる。

第四章第三節第二款第七十四条の前に次の一条を加える。

(所有権の登記の登記事項)

第七十三条の二 所有権の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 所有権の登記名義人が法人であるときは、会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）その他の特定の法人を識別するために必要な事項として法務省令で定めるもの
 - 二 所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他の国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの
- 2 前項各号に掲げる登記事項についての登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。
- 第七十六条の次に次の五条を加える。
- (相続等による所有権の移転の登記の申請)

第七十六条の二 所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者も、同様とする。

2 前項前段の規定による登記（民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分に応じてされたものに限る。次条第四項において同じ。）がされた後に遺産の分割があったときは、当該遺産の分割によつて当該相続分を超えて所有権を取得した者は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

3 前二項の規定は、代位者その他の者の申請又は囑託により、当該各項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

(相続人である旨の申出等)

第七十六条の三 前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。

2 前条第一項に規定する期間内に前項の規定による申出をした者は、同条第一項に規定する所有権の取得（当該申出の前になされた遺産の分割によるものを除く。）に係る所有権の移転の登記を申請する義務を履行したものとみなす。

3 登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を所有権の登記に付記することができる。

4 第一項の規定による申出をした者は、その後の遺産の分割によつて所有権を取得したとき（前条第一項前段の規定による登記がされた後に当該遺産の分割によつて所有権を取得したときを除く。）は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

5 前項の規定は、代位者その他の者の申請又は囑託により、同項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

6 第一項の規定による申出の手續及び第三項の規定による登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(所有権の登記名義人についての符号の表示)

第七十六条の四 登記官は、所有権の登記名義人（法務省令で定めるものに限る。）が権利能力を有しないこととなつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、当該所有権の登記名義人についてその旨を示す符号を表示することができる。

(所有権の登記名義人の氏名等の変更の登記の申請)

第七十六条の五 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつたときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があつた日から二年以内に、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記を申請しなければならない。

(職権による氏名等の変更の登記)

第七十六条の六 登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。

第七十六条の七 登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつたと認めるべき場合として法務省令で定めるものとして法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。

6 登記官は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、登記記録に記録されている者（自然人であるものに限る。）の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定めるところにおいて、その者からの申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、第一項及び第二項に規定する各書面に当該住所に代わるものとして法務省令で定める事項を記載しなければならない。

第七十六条の八 登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつたと認めるべき場合として法務省令で定めるものとして法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。

(所有不動産記録証明書の交付等)

第七十六条の九 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、自らが所有権の登記名義人（これに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。）として記録されている不動産に係る登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めるもの（記録がないときは、その旨を証明した書面（以下この条において「所有不動産記録証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料を納付して、被承継人に係る所有不動産記録証

明書の交付を請求することができる。

3 前二項の交付の請求は、法務大臣の指定する登記所の登記官に対し、法務省令で定めるところにより、することができる。

4 前条第三項及び第四項の規定は、所有不動産記録証明書の手数料について準用する。

第七十六条の十 前条第三項中「前条第三項」を「第一百九十九条第三項」に改める。

第七十六条の十一 前条第二項中「附属書類」の下に「のうち前項の図面」を、「表示したもの」の下に「。次項において同じ。」を加え、同項ただし書を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 何人も、正当な理由があるときは、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、登記簿の附属書類（第一項の図面を除き、電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

4 前項の規定にかかわらず、登記を申請した者は、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

第七十六条の十二 前条第二項中「第一百九十九条」を「第一百九十九条」に改める。

第七十六条の十三 前条第五項中「第一百三十一条第二項各号」を「第一百三十一条第三項各号」に改める。

第七十六条の十四 前条第一項中「第一百五十三条」を「第一百五十四条」に改める。

第七十六条の十五 前条第五十四条を削り、第一百五十三条を第五十四条とし、第一百五十二条とし、第一百五十一条を第一百五十二条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

(情報の提供の求め)

第七十六条の十六 登記官は、職権による登記をし、又は第十四条第一項の地図を作成するために必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、その対象となる不動産の所有者等（所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）に関する情報の提供を求めることができる。

第七十六条の十七 前条第五十一条第二項を「第一百五十二条第二項」に改める。

第六十条中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第六十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第六十四条中「又は第五十八条第六項」を、「第五十八条第六項」に改め、「第七項」の下に「第七十六条の二第二項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項」を、「者が」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第七十六条の五の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、五万円以下の過料に処する。

(非訟事件手続法の一部改正)

第三条 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

「第一章 削除

目次中

第二章 保存、供託等に関する事件(第九十二条―第九十八条)

を 第二章 土地等の管理

事件(第八十五条―第八十九条)

に関する事件(第九十条―第九十二条)に改める。

る事件(第九十三条―第九十八条)

第三編第一章の章名を次のように改める。

第一章 共有に関する事件

第八十五条から第九十一条までを次のように改める。

(共有物の管理に係る決定)

第八十五条 次に掲げる裁判に係る共有物又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十四条に規定する数人で所有権以外の財産権を有する場合における当該財産権(以下この条において単に「共有物」という。)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 民法第二百五十一条第二項、第二百五十二条第二項第一号及び第二百五十二条の二第二項(これらの規定を同法第二百六十四条において準用する場合を含む。)の規定による裁判

二 民法第二百五十二条第二項第二号(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。第三項にお

いて同じ。)の規定による裁判

2 前項第一号の裁判については、裁判所が次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、することができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下つてはならない。

一 当該共有物について前項第一号の裁判の申立てがあつたこと。

二 裁判所が前項第一号の裁判をすることについて異議があるときは、当該他の共有者等(民法第二百五十一条第二項(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。))に規定する当該他の共有者、同法第二百五十二条第二項第一号(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。))に規定する他の共有者又は同法第二百五十二条の二第二項(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。))に規定する当該共有者をいう。第六項において同じ。)は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 前号の届出がないときは、前項第一号の裁判がされること。

3 第一項第二号の裁判については、裁判所が次に掲げる事項を当該他の共有者(民法第二百五十二条第二項第二号に規定する当該他の共有者をいう。以下この項及び次項において同じ。))に通知し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、することができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下つてはならない。

一 当該共有物について第一項第二号の裁判の申立てがあつたこと。

二 当該他の共有者は裁判所に対し一定の期間内に共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべきこと。

三 前号の期間内に当該他の共有者が裁判所に対し共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにしないときは、第一項第二号の裁判がされること。

4 前項第二号の期間内に裁判所に対し共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにした当該他の共有者があるときは、裁判所は、その者に係る第一項第二号の裁判をすることができない。

5 第一項各号の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

6 第一項第一号の裁判は、当該他の共有者等に告知することを要しない。
(共有物分割の証書の保存者の指定)

第八十六条 民法第二百六十二条第三項の規定による証書の保存者の指定の事件は、共有物の分割がされ
た地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 裁判所は、前項の指定の裁判をするには、分割者（申立人を除く。）の陳述を聴かなければなら
ない。

3 裁判所が前項の裁判をする場合における手続費用は、分割者の全員が等しい割合で負担する。

4 第二項の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（所在等不明共有者の持分の取得）

第八十七条 所在等不明共有者の持分の取得の裁判（民法第二百六十二条の二第一項（同条第五項におい
て準用する場合を含む。次項第一号において同じ。）の規定による所在等不明共有者の持分の取得の裁
判をいう。以下この条において同じ。）に係る事件は、当該裁判に係る不動産の所在地を管轄する地方
裁判所の管轄に属する。

2 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号、第三号及び第五号の期間が経過した後でなけれ
ば、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることができない。この場合において、第二号、第三号
及び第五号の期間は、いずれも三箇月を下つてはならない。

一 所在等不明共有者（民法第二百六十二条の二第一項に規定する所在等不明共有者をいう。以下この
条において同じ。）の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあつたこと。

二 裁判所が所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、所在等不明
共有者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 民法第二百六十二条の二第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の異議の届出は、一
定の期間内にすべきこと。

四 前二号の届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされること。

五 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあつた所在等不明共有者の持分について申立人以
外の共有者が所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをするときは一定の期間内にその申立て
をすべきこと。

3 裁判所は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、登記簿上その氏名又は名称が判明してい
る共有者に対し、同項各号（第二号を除く。）の規定により公告した事項を通知しなければならない。

この通知は、通知を受ける者の登記簿上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。

4 裁判所は、第二項第三号の異議の届出が同号の期間を経過した後になされたときは、当該届出を却下し
なければならない。

5 裁判所は、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をするには、申立人に対して、一定の期間内に、所
在等不明共有者のために、裁判所が定める額の金銭を裁判所の指定する供託所に供託し、かつ、その旨
を届け出るべきことを命じなければならない。

6 裁判所は、前項の規定による決定をした後所在等不明共有者の持分の取得の裁判をするまでの間に、
事情の変更により同項の規定による決定で定めた額を不当と認めるに至つたときは、同項の規定により
供託すべき金銭の額を変更しなければならない。

7 前二項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

8 裁判所は、申立人が第五項の規定による決定に従わないときは、その申立人の申立てを却下しなけれ
ばならない。

9 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

10 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、所在等不明共有者に告知することを要しない。

11 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てを受けた裁判所が第二項の規定による公告をした場合
において、その申立てがあつた所在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者が同項第五号の期
間が経過した後には所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをしたときは、裁判所は、当該申立人
以外の共有者による所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てを却下しなければならない。

（所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与）

第八十八条 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判（民法第二百六十二条の三第一項（同
条第四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による所在等不明共有者の持分
を譲渡する権限の付与の裁判をいう。第三項において同じ。）に係る事件は、当該裁判に係る不動産の
所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第二項第一号、第二号及び第四号並びに第五項から第十項までの規定は、前項の事件について準
用する。

3 所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の効力が生じた後二箇月以内にその裁判により

付与された権限に基づく所在等不明共有者（民法第二百六十二条の三第一項に規定する所在等不明共有者をいう。）の持分の譲渡の効力が生じないときは、その裁判は、その効力を失う。ただし、この期間中は、裁判所において伸長することができる。

（検察官の不関与）

第八十九条 第四十条の規定は、この章の規定による非訟事件の手続には、適用しない。

（所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令）

第九十条 民法第二編第三章第四節の規定による非訟事件は、裁判を求める事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、所有者不明土地管理命令（民法第二百六十四条の二第一項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この条において同じ。）をすることができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下つてはならない。

一 所有者不明土地管理命令の申立てがその対象となるべき土地又は共有持分についてあったこと。

二 所有者不明土地管理命令をすることについて異議があるときは、所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理命令がされること。

3 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎明しなければならない。

4 裁判所は、民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の裁判又は同法第二百六十四条の七第一項の規定による費用若しくは報酬の額を定める裁判をする場合には、所有者不明土地管理人（同法第二百六十四条の二第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下この条において同じ。）の陳述を聴かなければならない。

5 次に掲げる裁判には、理由を付さなければならない。

一 所有者不明土地管理命令の申立てを却下する裁判

二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の申立てを却下する裁判

三 民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の申立てについての裁判

6 所有者不明土地管理命令があった場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管

理命令の対象とされた土地又は共有持分について、所有者不明土地管理命令の登記を嘱託しなければならない。

7 所有者不明土地管理命令を取り消す裁判があったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理命令の登記の抹消を嘱託しなければならない。

8 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ不動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その土地の所有者又はその共有持分を有する者のために、当該金銭を所有者不明土地管理命令の対象とされた土地（共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあつては、共有物である土地）の所在地の供託所に供託することができる。この場合において、供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

9 裁判所は、所有者不明土地管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

10 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたとき（管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することが相当でなくなつたときは、所有者不明土地管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならない。

11 所有者不明土地等（民法第二百六十四条の三第一項に規定する所有者不明土地等をいう。以下この条において同じ。）の所有者（その共有持分を有する者を含む。以下この条において同じ。）が所有者不明土地等（その共有持分を含む。）が自己に帰属することを証明したときは、裁判所は、当該所有者の申立てにより、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならない。この場合において、所有者不明土地管理命令が取り消されたときは、所有者不明土地管理人は、当該所有者に対し、その事務の経過及び結果を報告し、当該所有者に帰属することが証明された財産を引き渡さなければならない。

12 所有者不明土地管理命令及びその変更の裁判は、所有者不明土地等の所有者に告知することを要しない。

13 所有者不明土地管理命令の取消しの裁判は、事件の記録上所有者不明土地等の所有者及びその所在が判明している場合に限り、その所有者に告知すれば足りる。

14 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 所有者不明土地管理命令 利害関係人

- 二 民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の裁判 利害関係人
- 三 民法第二百六十四条の七第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判 所有者不明土地管理人
- 四 第九項から第十一項までの規定による変更又は取消しの裁判 利害関係人
- 15 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 一 民法第二百六十四条の二第四項の規定による所有者不明土地管理人の選任の裁判
 - 二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の裁判
- 16 第二項から前項までの規定は、民法第二百六十四条の八第一項に規定する所有者不明建物管理命令及び同条第四項に規定する所有者不明建物管理人について準用する。

(管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令)

第九十一条 民法第二編第三章第五節の規定による非訟事件は、裁判を求める事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

 - 2 民法第二百六十四条の十第二項又は第二百六十四条の十二第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎明しなければならない。
 - 3 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、第一号に掲げる裁判をする場合において、その陳述を聴く手続を経ることにより当該裁判の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
 - 一 管理不全土地管理命令（民法第二百六十四条の九第一項に規定する管理不全土地管理命令をいう。以下この条において同じ。） 管理不全土地管理命令の対象となるべき土地の所有者
 - 二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の裁判 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者
 - 三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の裁判 管理不全土地管理人（同法第二百六十四条の九第三項に規定する管理不全土地管理人をいう。以下この条において同じ。）
 - 四 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を定める裁判 管理不全土地管理人
 - 五 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による報酬の額を定める裁判 管理不全土地管理人及び管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者

- 一 管理不全土地管理命令の申立てについての裁判
- 二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の申立てについての裁判
- 三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の申立てについての裁判
- 四 民法第二百六十四条の十二第二項の許可の申立てを却下する裁判
- 5 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命令の対象とされた土地及び管理不全土地管理命令の効力が及ぶ不動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その土地の所有者（その共有持分を有する者を含む。）のために、当該金銭を管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所在地の供託所に供託することができる。この場合において、供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。
- 6 裁判所は、管理不全土地管理命令を変更し、又は取り消すことができる。
- 7 裁判所は、管理すべき財産がなくなったとき（管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、管理不全土地管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、管理不全土地管理命令を取り消さなければならない。
- 8 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。
 - 一 管理不全土地管理命令 利害関係人
 - 二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の裁判 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者
 - 三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の裁判 利害関係人
 - 四 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を定める裁判 管理不全土地管理人
 - 五 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による報酬の額を定める裁判 管理不全土地管理人及び管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者
 - 六 前二項の規定による変更又は取消しの裁判 利害関係人
- 9 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 一 民法第二百六十四条の九第三項の規定による管理不全土地管理人の選任の裁判
 - 二 民法第二百六十四条の十二第二項の許可の裁判
- 10 第二項から前項までの規定は、民法第二百六十四条の十四第一項に規定する管理不全建物管理命令及び同条第三項に規定する管理不全建物管理人について準用する。

第三編第二章の章名を削る。

第九十条の前に次の章名を付する。

第二章 土地等の管理に関する事件

第九十二条を次のように改める。

(適用除外)

第九十二条 第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、この章の規定による非訟事件の手続には、適用しない。

第九十二条の次に次の章名を付する。

第三章 供託等に関する事件

(家事事件手続法の一部改正)

第四十条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第九十条)」を

「第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第九十条)」に改める。

第十二節の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件(第九十条の二)

第三条の十二第三項中「又は管理」を削り、「同表の九十の項」を「同表の八十九の項」に、「第二

一条第十項」を「第九十条の二」に、「管理人」を「清算人」に、「おける相続財産の管理に」を「お

ける相続財産の清算に」に改める。

第八十二条第三項中「及び第五十三条(第九十九条)」を、「第五十三条(第九十九条第一項)

に改め、「含む。」の下に「及び第九十九条第二項」を加える。

第八十三条中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に改め、「含む。」の下に「及び第九十

九条第二項」を加える。

第四百四十六条第二項中「第六項」の下に、「次条並びに第四百四十七条」を加え、同条第四項中「次条

を「第四百四十七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(供託等)

第四百四十六条の二 家庭裁判所が選任した管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金銭

が生じたときは、不在者のために、当該金銭を不在者の財産の管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

2 家庭裁判所が選任した管理人は、前項の規定による供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

第四百四十七条中「財産がなくなつたとき」の下に「(家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。)」を加える。

第二編第二章第十二節の次に次の一節を加える。

第十二節の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件

第九十条の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第二百五条第一項から第六項まで、第四百四十六条の二及び第四百四十七条の規定は、相続財産の保存に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第二百五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

第九十九条の見出し中「一」に関する規定の準用」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第八十二条第二項の規定にかかわらず、遺産の分割の審判の申立ての取下げは、相続開始の時から十年を経過した後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

第二百一条第一項中「別表第一の八十九の項」を「別表第一の九十の項」に改め、同条第三項中「管理人」を「清算人」に改め、同条第十項を削る。

第二百三条第一号中「管理」を「清算」に改め、同条第二号中「管理に」を「清算に」に、「管理人」を「清算人」に改める。

第二百四条第一項中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改める。

第二百五条から第二百七条までの規定中「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改める。

第二百八条中「管理」を「清算」に改める。

第二百七十三条第二項中「民事訴訟法」を「第八十二条第三項及び第四項並びに民事訴訟法」に改め、「場合において」の下に、「第八十二条第三項中「前項ただし書、第五百五十三条(第九十九条第一項)において準用する場合を含む。」及び第九十九条第二項」とあるのは「第二百七十三条第二項」とを加

え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、遺産の分割の調停の申立ての取下げは、相続開始の時から十年を経過した後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

別表第一の八十九の項を削り、同表の推定相続人の廃除の部の次に次の一部を加える。

相続財産の保存	
八十九	相続財産の保存に関する処分 民法第八百九十七条の二第一項及び第二項

別表第一の九十の項を次のように改める。

九十	相続の承認又は放棄をすべき 民法第九百十五条第一項ただし書
期間の伸長	

別表第一の九十四の項中「管理人」を「清算人」に改め、同表の九十九の項中「管理」を「清算」に、「第九百五十三条及び第九百五十八条」を「及び第九百五十三条」に改め、同表の百一の項中「第九百五十八条の三第一項」を「第九百五十八条の二第一項」に改める。

別表第二の十三の項中「第九百七条第三項」を「第九百八条第四項及び第五項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中不動産登記法第三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日
- 二 第二条中不動産登記法の目次の改正規定、同法第十六条第二項の改正規定、同法第四章第三節第二款中第七十四条の前に一条を加える改正規定、同法第七十六条の次に五条を加える改正規定（第七十六条の二及び第七十六条の三に係る部分に限る。）、同法第九十九条の改正規定及び同法第六十四条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）並びに附則第五条第四項から第六項まで、第六条、第二十二條及び第二十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条中不動産登記法第二十五条第七号の改正規定、同法第七十六条の次に五条を加える改正規定（第七十六条の四から第七十六条の六までに係る部分に限る。）、同法第九十九条の次に一条を加える

改正規定、同法第二十條第三項の改正規定及び同法第六十四条の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）並びに附則第五条第七項の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(相続財産の保存に必要な処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の民法（以下「旧民法」という。）第九百八条第二項（旧民法第九百二十六条第二項（旧民法第九百三十六條第三項において準用する場合を含む。）及び第九百四十条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分は、施行日以後は、第一条の規定による改正後の民法（以下「新民法」という。）第八百九十七條の二の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分とみなす。

2 施行日前に旧民法第九百八条第二項の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分の請求（施行日前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。）は、施行日以後は、新民法第八百九十七條の二の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分の請求とみなす。

(遺産の分割に関する経過措置)

第三条 新民法第九百四条の三及び第九百八条第二項から第五項までの規定は、施行日前に相続が開始した遺産の分割についても、適用する。この場合において、新民法第九百四条の三第一号中「相続開始の時から十年を経過する前」とあるのは「相続開始の時から十年を経過する時又は民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の時から五年を経過する時のいずれか遅い時まで」と、同条第二号中

「十年の期間」とあるのは「十年の期間（相続開始の時から始まる十年の期間の満了後に民法等の一部を改正する法律の施行の時から始まる五年の期間が満了する場合にあつては、同法の施行の時から始まる五年の期間）」と、新民法第九百八条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書及び第五項ただし書中「相続開始の時から十年」とあるのは「相続開始の時から十年を経過する時又は民法等の一部を改正する法律の施行の時から五年を経過する時のいずれか遅い時」とする。

(相続財産の清算に関する経過措置)

第四条 施行日前に旧民法第九百三十六條第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、施行日以後は、新民法第九百三十六條第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。

2 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、新民法第九百四十条第一項及び第九百五十三条から第九百五十六条までの規定の適用については、新民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。

3 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定によりされた相続財産の管理人の選任の請求（施行日前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。）は、施行日以後は、新民法第九百五十二条第一項の規定によりされた相続財産の清算人の選任の請求とみなす。

4 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における当該相続財産の管理人の選任の公告、相続債権者及び受遺者に対する請求の申出をすべき旨の公告及び催告、相続債権者及び受遺者に対する弁済並びにその弁済のための相続財産の換価、相続債権者及び受遺者の換価手続への参加、不当な弁済をした相続財産の管理人の責任、相続人の搜索の公告、公告期間内に申出をしなかつた相続債権者及び受遺者の権利並びに相続人としての権利を主張する者がいない場合における相続人、相続債権者及び受遺者の権利については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特別縁故者に対する相続財産の分与については、新民法第九百五十八条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 第二条の規定（附則第一条各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の不動産登記法（以下「新不動産登記法」という。）第六十三條第三項、第六十九條の二及び第七十條の二の規定は、施行日以後にされる登記の申請について適用する。

2 新不動産登記法第七十條第二項の規定は、施行日以後に申し立てられる公示催告の申立てに係る事件について適用する。

3 新不動産登記法第二百一十條第二項から第五項までの規定は、施行日以後にされる登記簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

4 第二条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の不動産登記法（以下「新不動産登記法」という。）第七十三條の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号

施行日」という。）以後に登記の申請がされる所有権の登記の登記事項について適用する。

5 登記官は、第二号施行日において現に法人が所有権の登記名義人として記録されている不動産について、法務省令で定めるところにより、職権で、第二号新不動産登記法第七十三條の二第一項第一号に規定する登記事項に関する変更の登記をすることができる。

6 第二号新不動産登記法第七十六條の二の規定は、第二号施行日前に所有権の登記名義人について相続の開始があつた場合についても、適用する。この場合において、同条第一項中「所有権の登記名義人」とあるのは「民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）前に所有権の登記名義人」と、「知つた日」とあるのは「知つた日又は第二号施行日のいずれか遅い日」と、同条第二項中「分割の日」とあるのは「分割の日又は第二号施行日のいずれか遅い日」とする。

7 第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の不動産登記法（以下この項において「第三号新不動産登記法」という。）第七十六條の五の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前に所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつた場合についても、適用する。この場合において、第三号新不動産登記法第七十六條の五中「所有権の登記名義人の」とあるのは「民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）前に所有権の登記名義人となつた者の」と、「あつた日」とあるのは「あつた日又は第三号施行日のいずれか遅い日」とする。

（第三号施行日の前日までの間の読替え）
第六条 第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における第二号新不動産登記法第十六條第二項の規定の適用については、同項中「第七十六條の四まで、第七十六條の六」とあるのは、「第七十六條の三まで」とする。

（家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置）
第七条 第四条の規定による改正後の家事事件手続法（以下この条において「新家事事件手続法」という。）第九十九條第二項及び第二百七十三條第二項の規定は、施行日前に相続が開始した遺産の分割についても、適用する。この場合において、新家事事件手続法第九十九條第二項中「十年を経過した後」とあるのは「十年を経過した後（相続開始の時から始まる十年の期間の満了後に民法等の一部を改正する

法律（令和三年法律第 号）の施行の時から始まる五年の期間が満了する場合にあつては、同法の施行の時から五年を経過した後」と、新家事事件手続法第二百七十三条第二項中「十年を経過した後」とあるのは「十年を経過した後（相続開始の時から始まる十年の期間の満了後に民法等の一部を改正する法律の施行の時から始まる五年の期間が満了する場合にあつては、同法の施行の時から五年を経過した後）」とする。

2 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特別縁故者に対する相続財産の分与の審判については、新家事事件手続法第二百四十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、新家事事件手続法第二百五十五条から第二百八条までの規定の適用については、新民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。

（外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正）

第八条 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百一十一条第二項及び第三項、第二百五十二条」を「（第六項を除く。）、第二百一十一条第三項から第五項まで、第五百五十三条」に改める。

（外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条において準用する新不動産登記法第二百一十一条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされる登記簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

2 施行日から第二号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条の規定の適用については、同条中「第一百十九条（第六項を除く。）」とあるのは、「第一百十九条」とする。

（抵当証券法の一部改正）

第十条 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第二百一十一条第二項及第三項、第五百五十三条、第五百五十五条、」を「第二百一十一条第三項乃至第五項、第五百五十四条乃至」に、「同法第二百一十一条第二項及第三項」を「同法第二百一十一条第三項中「登記簿の附属書類（第一項の図面を除き、）トアルハ「抵当証券の控え及びその附属書類（ト、ト、同条第四項中「登記を」トアルハ「抵当証券の交付を」ト、」登記記録に係る登記簿の附属書類」トアルハ「「抵当証券の控え及びその附属書類」ト、同条第五項」に、「トアリ並ニ同法第五百五十三条及」を「トアルハ「「抵当証券の控え及びその附属書類」ト、同法第五百五十四条中「登記簿等及び」トアルハ「「抵当証券の控え及びその附属書類並びに」ト、同法」に改める。

（抵当証券法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の抵当証券法第四十一条において読み替えて準用する新不動産登記法第二百一十一条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされる抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

（大麻取締法の一部改正）

第十二条 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「。以下同じ。」を「又は相続財産の清算人」に改める。

（相続税法及び租税特別措置法の一部改正）

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第九百五十八条の三第一項」を「第九百五十八条の二第一項」に改める。

一 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四条第一項

二 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十九条の六第二項

（相続税法及び租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における前条の規定による改正後の相続税法第四条第一項及び租税特別措置法第六十九条の六第二項の規定の適用については、これらの規定中「民法第九百五十八条の二第一項」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四条第五項の規定によりなお従前の例による」とされる場合における同法第一条の規定による改正前の民法第九百五十八条の三第一項」とする。

(質屋営業法の一部改正)

第十五条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「相続財産管理人」を「相続財産の管理人若しくは相続財産の清算人」に改め、同項第二号及び第三号中「困り」を「よりに」に改める。

(国土調査法の一部改正)

第十六条 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の三第一項中「第百二十一条第二項ただし書」を「第百二十一条第三項」に改め、「かかわらず」の下に、「登記官に対し、手数料を納付して」を加える。

(農地法の一部改正)

第十七条 農地法(昭和二十七年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「第九百五十八条の三」を「第九百五十八条の二」に改める。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における前条の規定による改正後の農地法第三条第一項の規定の適用については、同項第十二号中「同法第九百五十八条の二」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号) 附則第四条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の民法第九百五十八条の三」とする。

(特許法の一部改正)

第十九条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第七十六条中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改める。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の消滅については、前条の規定による改正後の特許法第七十六条(実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号) 第二十六条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号) 第三十六条及び商標法(昭和三十四年法律第百二十七号) 第三十五条において準用する場合を含む。

む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(建物の区分所有等に関する法律の一部改正)

第二十一条 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号) 第二百六十四条の八及び第二百六十四条の十四の規定は、専有部分及び共用部分には適用しない。

第七条第三項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十一の項中「移転の登記」の下に、「同法第七十六条の三第三項の登記、同法第七十六条の四の符号の表示」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の三十一の項の規定の適用については、同項中「登記、同法第七十六条の四の符号の表示」とあるのは、「登記」とする。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第二十四条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改める。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及

び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第二条第三項に規定する特定鉱業権の消滅については、前条の規定による改正後の同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(民事訴訟法の一部改正)

第二十六条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(訴訟手続の中断及び受継)」を付し、同条第一項第一号中「相続財産管理人」を「相続財産の管理人、相続財産の清算人」に改める。

第二百五条を次のように改める。

第二百五条 所有者不明土地管理命令(民法第二百六十四条の二第一項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次項において同じ。)が発せられたときは、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び当該所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人(同条第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下この項及び次項において同じ。)が得た財産(以下この項及び次項において「所有者不明土地等」という。)に関する訴訟手続で当該所有者不明土地等の所有者(その共有持分を有する者を含む。同項において同じ。)を当事者とするものは、中断する。この場合においては、所有者不明土地管理人は、訴訟手続を受け継ぐことができる。

2 所有者不明土地管理命令が取り消されたときは、所有者不明土地管理人を当事者とする所有者不明土地等に関する訴訟手続は、中断する。この場合においては、所有者不明土地等の所有者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

3 第一項の規定は所有者不明建物管理命令(民法第二百六十四条の八第一項に規定する所有者不明建物管理命令をいう。以下この項において同じ。)が発せられた場合について、前項の規定は所有者不明建物管理命令が取り消された場合について準用する。

(破産法の一部改正)

第二十七条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条、第二百二十六条第一項、第二百三十条第一項第三号、第二百三十四条、第二百三十六條及び第二百六十六条中「管理人」の下に「相続財産の清算人」を加える。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第二十八条 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中「同法第九百七条第三項」を「同条第四項」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第二十九条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項第三号中「同条第一項」を「同項」に改め、「(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)」を削り、同項第四号中「第二百一十二条第二項」を「第二百一十二条第三項又は第四項」に、「同項の」を「これらの規定の」に改め、「(前号の図面を除く。)」を削り、「同項ただし書の利害関係」を「同条第三項の正当な理由」に改め、同項第十号及び第十一号中「第二百一十二条第二項の規定に基づく同項」を「第二百一十二条第三項又は第四項の規定に基づくこれらの規定」に、「同項ただし書の利害関係」を「同条第三項の正当な理由」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第三十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三百八十二条中「附則第三百七十二條の規定による改正後の」を削り、「第二百二十条第三項、第二百一十二条第三項」を「第二百一十二条第四項、第二百二十条第三項、第二百一十二条第五項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第三百八十二条の規定の適用については、同条中「第二百一十九条の二第四項、第二百二十条第三項」とあるのは、「第二百二十条第三項」とする。

(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部改正)

第三十二条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「不在者の財産及び相続財産」を「所有者不明土地」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 所有者不明土地の管理に関する民法の特例

第三十八条中「の長」の下に「次項及び」を加え、「管理人」を「清算人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国の行政機関の長等は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の一部改正)

第三十三条 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出しを「(適用除外)」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地(いずれも第十五条第一項第四号イ又はロに定める登記をする前に民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十四条の二第一項の規定による命令がされたものを除く。)については、同条から同法第二百六十四条の七までの規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 第二条の規定による不動産登記法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
 - 第二章 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認に係る手続(第二条 第十一条)
 - 第三章 国庫帰属地の管理(第十二条)
 - 第四章 雑則(第十三条―第十六条)
 - 第五章 罰則(第十七条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地(相当な努力を払ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない土地をいう。)が増加していることに鑑み、相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)(以下「相続等」という。)により土地の所有権又は共有持分を取得した者等

がその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設し、もって所有者不明土地の発生を抑制を図ることを目的とする。

第二章 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認に係る手続

(承認申請)

第二条 土地の所有者（相続等によりその土地の所有権の全部又は一部を取得した者に限る。）は、法務大臣に対し、その土地の所有権を国庫に帰属させることについての承認を申請することができる。

2 土地が数人の共有に属する場合には、前項の規定による承認の申請（以下「承認申請」という。）は、共有者の全員が共同して行うときに限り、することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、その有する共有持分の全部を相続等以外の原因により取得した共有者であっても、相続等により共有持分の全部又は一部を取得した共有者と共同して、承認申請をすることができる。

3 承認申請は、その土地が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、することができない。

- 一 建物の存する土地
- 二 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
- 三 通路その他の他人による使用が予定される土地として政令で定めるものが含まれる土地
- 四 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地
- 五 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

(承認申請書等)

第三条 承認申請をする者（以下「承認申請者」という。）は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書及び法務省令で定める添付書類を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 承認申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 承認申請に係る土地の所在、地番、地目及び地積
- 2 承認申請者は、法務省令で定めるところにより、物価の状況、承認申請に対する審査に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(承認申請の却下)

第四条 法務大臣は、次に掲げる場合には、承認申請を却下しなければならない。

- 一 承認申請が申請の権限を有しない者の申請によるとき。
- 二 承認申請が第二条第三項又は前条の規定に違反するとき。
- 三 承認申請者が、正当な理由がないのに、第六条の規定による調査に応じないとき。
- 2 法務大臣は、前項の規定により承認申請を却下したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、その旨を承認申請者に通知しなければならない。

(承認)

第五条 法務大臣は、承認申請に係る土地が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない。

- 一 崖（勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの
- 二 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
- 三 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地
- 四 隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる土地のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの

(事実の調査)

第六条 法務大臣は、承認申請に係る審査のため必要があるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により事実の調査をする職員は、承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をすること、承認申請者その他の関係者からその知っている事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他承認申請に係る審査のために必要な調査をすることができる。
- 3 法務大臣は、その職員が前項の規定により承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をする場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

4 法務大臣は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせるときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。

5 第三項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その立入りの際、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

6 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

7 第三項の規定による立入りをする場合には、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

8 国は、第三項の規定による立入りによって損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(資料の提供要求等)

第七条 法務大臣は、前条第一項の事実の調査のため必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、資料の提供、説明、事実の調査の援助その他必要な協力を求めることができる。

(承認に関する意見聴取)

第八条 法務大臣は、第五条第一項の承認をするときは、あらかじめ、当該承認に係る土地の管理について、財務大臣及び農林水産大臣の意見を聴くものとする。ただし、承認申請に係る土地が主に農用地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）又は森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）として利用されている土地ではないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(承認の通知等)

第九条 法務大臣は、第五条第一項の承認をし、又はしないこととしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を承認申請者に通知しなければならない。

(負担金の納付)

第十条 承認申請者は、第五条第一項の承認があったときは、同項の承認に係る土地につき、国有地の種目ごとにその管理に要する十年分の標準的な費用の額を考慮して政令で定めるところにより算定した額の金

銭（以下「負担金」という。）を納付しなければならない。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認をしたときは、前条の規定による承認の通知の際、法務省令で定めるところにより、併せて負担金の額を通知しなければならない。

3 承認申請者が前項に規定する負担金の額の通知を受けた日から三十日以内に、法務省令で定める手続に従い、負担金を納付しないときは、第五条第一項の承認は、その効力を失う。

(国庫帰属の時期)

第十一条 承認申請者が負担金を納付したときは、その納付の時にあって、第五条第一項の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属する。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認に係る土地の所有権が前項の規定により国庫に帰属したときは、直ちに、その旨を財務大臣（当該土地が主に農用地又は森林として利用されていると認められるときは、農林水産大臣）に通知しなければならない。

第三章 国庫帰属地の管理

(土地の管理の機関)

第十二条 前条第一項の規定により国庫に帰属した土地（以下「国庫帰属地」という。）のうち、主に農用地又は森林として利用されている土地（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する国有財産の所管換がされたもの又は他の法令の規定により農林水産大臣が管理することとされているものを除く。）は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。

2 前項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に農用地として利用されているものの管理及び処分については、農地法第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条及び第四十九条の規定を準用する。

この場合において、同条第一項中「農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長」とあるのは、「農林水産大臣」と、「この法律による買収その他の処分」とあるのは「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第十二条第二項において準用する第四十六条第一項の規定による売払い又は同法第十二条第二項において準用する第四十七条の規定による売払い、所管換若しくは所属替」と、同条第三項中「農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第五項中「国又は都道府県等」とあるのは「国」と、「場合には、政令で定めるところにより」とあるのは「場合には」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する農地法第四十六条第一項又は第四十七条の規定による農用地の売払いを原因とする所有権の移転については、同法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に森林として利用されているものの管理及び処分については、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二章（第七条を除く。）の規定を準用する。

第四章 雑則

（承認の取消し等）

第十三条 法務大臣は、承認申請者が偽りその他不正の手段により第五条第一項の承認を受けたことが判明したときは、同項の承認を取り消すことができる。

2 法務大臣は、国庫帰属地について前項の規定による承認の取消しをするときは、あらかじめ、当該国庫帰属地を所管する各省各庁の長（当該土地が交換、売払い又は譲与（以下この項及び次項において「交換等」という。）により国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。次項において同じ。）でなくなっているときは、当該交換等の処分をした各省各庁の長）の意見を聴くものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定による承認の取消しをしようとする場合において、当該取消しに係る国庫帰属地（交換等により国有財産でなくなっている土地を含む。以下この項において同じ。）の所有権を取得した者又は当該国庫帰属地につき所有権以外の権利の設定を受けた者があるときは、これらの者の同意を得なければならない。

4 法務大臣は、第一項の規定により第五条第一項の承認を取り消したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を同項の承認を受けた者に通知するものとする。

（損害賠償責任）

第十四条 第五条第一項の承認に係る土地について当該承認の時に第二条第三項各号又は第五条第一項各号のいずれかに該当する事由があったことよって国に損害が生じた場合において、当該承認を受けた者が当該事由を知りながら告げずに同項の承認を受けた者であるときは、その者は、国に対してその損害を賠償する責任を負うものとする。

（権限の委任）

第十五条 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、その一部を法務局又は

地方法務局の長に委任することができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方農政局長又は森林管理局長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができる。

（政令への委任）

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第五章 罰則

第十七条 第十二条第二項において読み替えて準用する農地法第四十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。